



令和 2 年 10 月 29 日

広 域 防 災 局

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第 10 回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への発生状況等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について

[資 料]

- 別添 1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添 1-2 関西府県の対処方針
- 別添 1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添 3 全国知事会緊急提言等

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 感染者の現状

10月25日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
感染患者数 (6月16日以降の新規感染者)	537 (437)	1,971 (1,611)	11,976 (10,189)	3,126 (2,427)	625 (533)	270 (207)	35 (32)	164 (159)	18,704 (15,595)	100
全療養者	18	76 ※2	615 ※2	140	23	17		11	900	4.8
内訳	入院	重症 ※1		23	17	2			42	0.2
		中等症・ 軽症・無 症状	16	60	198	99	20	17	11	421
	自宅療養	2	6	111					119	0.6
	宿泊療養		7	117	24	1			149	0.8
退院	510	1,865	11,128	2,925	593	249	35	144	17,449	93.3
死亡	9	30	233	61	9	4		9	355	1.9

※1 京都府は重症者について独自に人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な方を計上。

※2 調整中等 京都府は3名、大阪府は166名を含む

2. 感染経路（6月16日以降 ※3）

10月25日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	23	242	45	120	146	35	3	22	636	4.1
家族	67	341	1,176 ※4	362	76	58		17	2,097	13.4
医療施設	41	89	373	78	9	2		13	605	3.9
社会福祉施設	65	50	397	89	13	2		26	642	4.1
学校	15	91	69	63	69	3		18	328	2.1
製造・物流事業所		7		8	10	3			28	0.2
職場（上記以外）	15	80		155	46	16	2	31	345	2.2
濃厚接触者等（上記以外）	109	105	1,633	492	38	74	20	4	2,475	15.9
感染経路不明（調査中含む）	102	606	6,496	1,060	126	14	7	28	8,439	54.1
合計	437	1,611	10,189	2,427	533	207	32	159	15,595	100

※3 6月16日とは、それまで0～2人で推移していた感染者数が、この日以降継続的な増加が見られるようになった日

※4 10月13日時点

参考（6月15日まで）

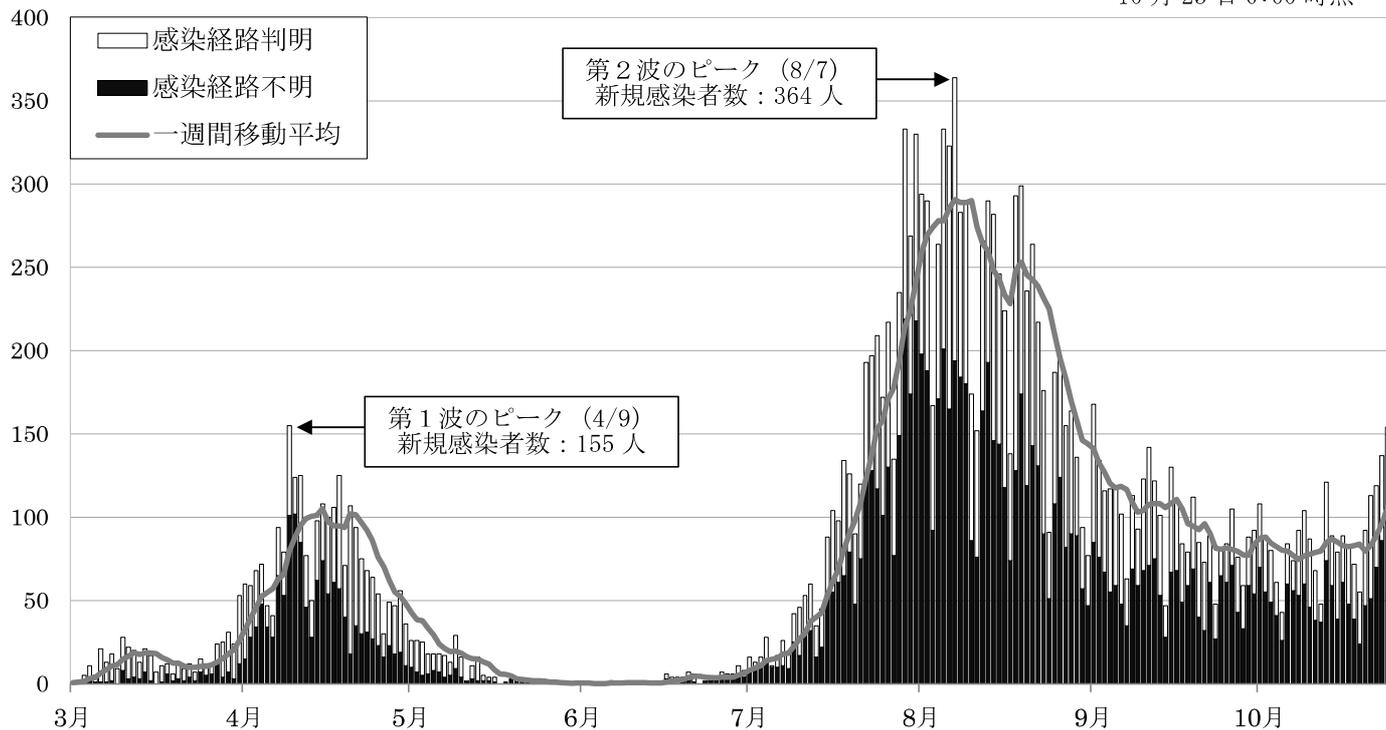
6月16日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
ライブハウス		4	71	13	4	1			93	3.0
医療施設		39	284	100		11			434	14.0
幼児教育施設				8					8	0.3
高齢者施設		19		58		5			82	2.6
クルーズ船		1			2	1		1	5	0.2
大学懇親会	1	23	8			1		2	35	1.1
海外渡航者	4	12	22	26	6				70	2.2
濃厚接触者等	65	152	507	332	66	39	1	2	1,164	37.4
感染経路不明	30	110	895	162	14	5	2		1,218	39.2
合計	100	360	1,787	699	92	63	3	5	3,109	100

3. 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数数の推移

(人)

10月25日0:00時点



(構成府県の公表資料より集計)

4. 関西圏域におけるステージ判断指標の状況

10月25日0:00時点

府県	人口 (千人)	医療提供体制				療養者数 (対人口 10万人)	監視体制		感染状況	
		全体病床		重症病床			PCR検査 陽性率	感染者数 (対人口 10万人)	感染者数 の前週比	感染経路 不明者の 割合
		現時点確 保病床使 用率	最大確保 病床使 用率	現時点確 保病床使 用率	最大確保 病床使 用率					
滋賀県	1,414	7.5%	3.6%	0.0%	0.0%	1.3	3.1%	1.1	1.9	20.0%
京都府	2,583	11.3%	8.0%	0.0%	0.0%	2.9	2.0%	1.9	0.6	49.0%
大阪府	8,809	16.2%	13.7%	6.5%	10.7%	7.0	4.5%	5.8	1.4	52.7%
兵庫県	5,466	14.3%	14.3%	15.5%	14.2%	2.2	4.9%	2.4	1.3	30.3%
奈良県	1,330	4.7%	4.4%	7.4%	7.4%	1.7	1.6%	0.9	0.7	41.7%
和歌山県	925	4.3%	4.3%	0%	0%	1.8	4.6%	1.6	2.5	0.0%
鳥取県	556	0.0%	0.0%	0%	0%	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0%
徳島県	728	5.5%	5.5%	0%	0%	1.5	2.7%	0.8	0.7	0.0%
関西計	21,811	10.7%	9.0%	5.8%	6.9%	4.0	4.0%	3.4	1.3	46.2%

<ステージ判断基準>

ステージⅢ(感染急増)	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	1倍超	50%
ステージⅣ(感染爆発)	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	25人以上	10%	25人以上	1倍超	50%

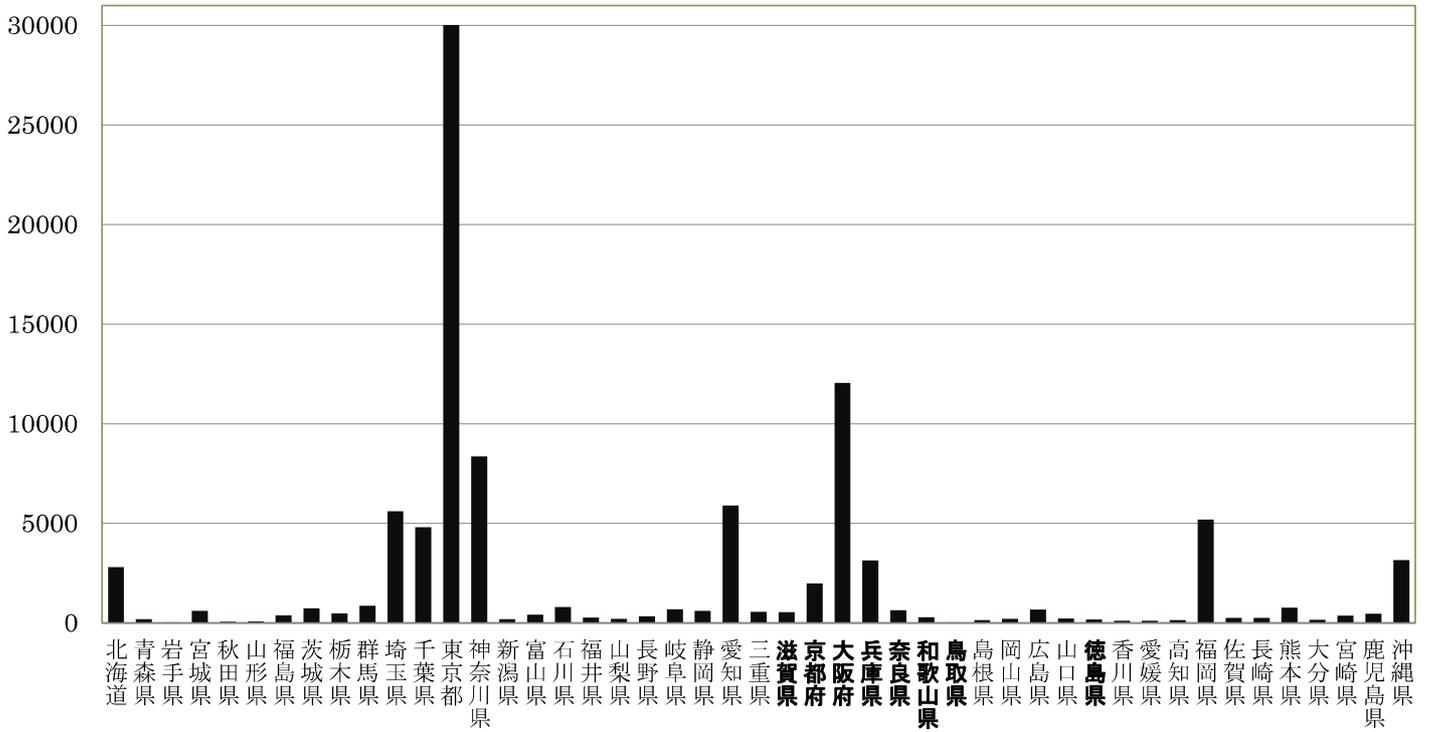
※ステージは、ステージⅠ(感染ゼロ・散発)、ステージⅡ(感染漸増)を合わせた4段階

(出所) 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会

(参考) 全国の都道府県における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 全国での累積感染者数

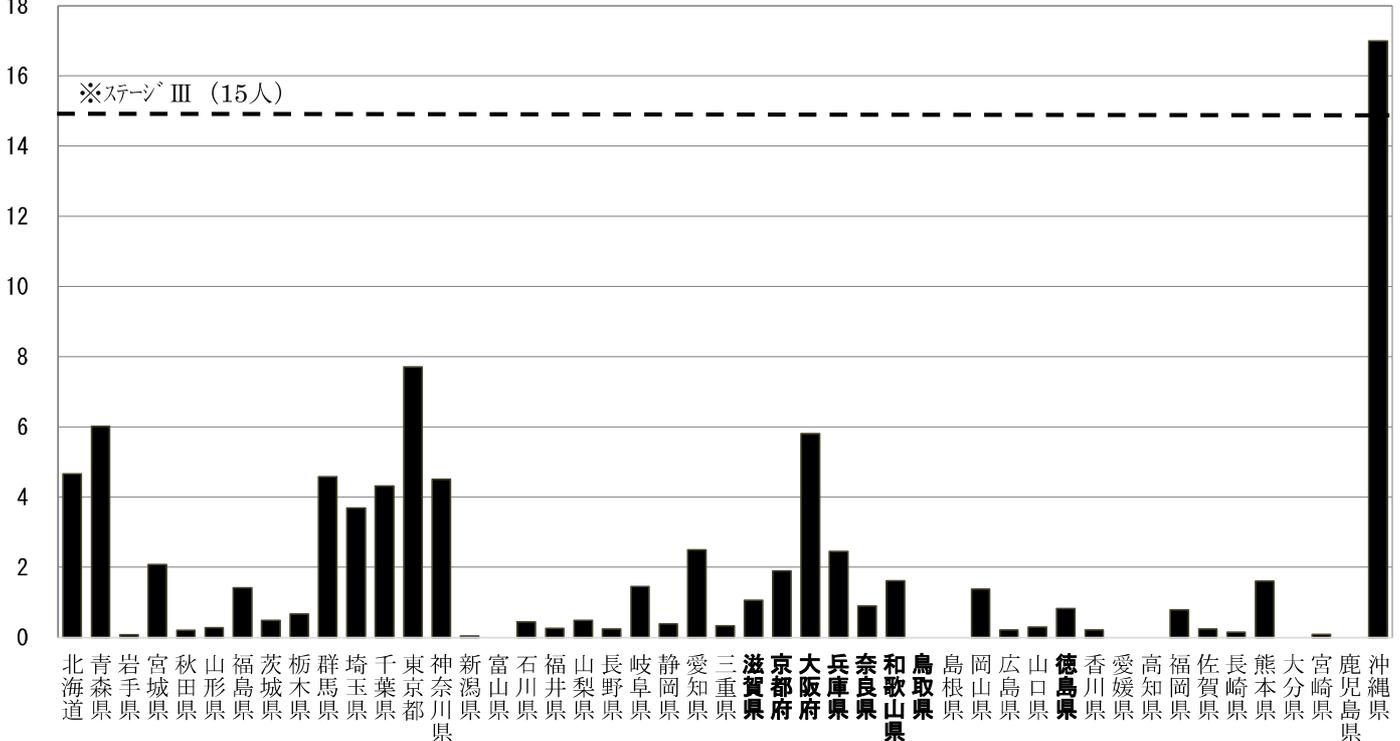
(人) 10月25日 0:00 時点



(NHK 報道資料より集計)

2. 人口10万人に対する直近1週間平均の感染者数(10/18~10/24)

(人) 10月25日 0:00 時点



※政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 ステージ判断基準

(NHK 報道資料より集計)

関西府県の対処方針（10月25日時点）

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																																																
滋賀県	<p>・国の判断基準をベースにステージⅠ・Ⅱに独自の指標を追加したものに直し(10月15日) <現状>10月15日滋賀らしい生活三方よしステージへ引き下げ <基準></p> <table border="1"> <tr> <th>判断指標</th> <th>特別警戒ステージ (ステージⅣ)</th> <th>警戒ステージ (ステージⅢ)</th> <th>注意ステージ (ステージⅡ)</th> <th>滋賀らしい生活三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>大規模かつ深刻な流行連鎖が発生、爆発的な感染爆発により、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階</td> <td>クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況</td> <td>感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階</td> <td>感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療体制等への負荷</td> <td rowspan="2">①病床のひっ迫具合 病床全体 うち重症者用病床</td> <td>・最大確保病床の占有率 50%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満</td> </tr> <tr> <td>・最大確保病床の占有率 50%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②療養者数(入院+自宅+宿泊)</td> <td>人口 10 万人当たりの全療養者数 25 人以上</td> <td>人口 10 万人当たりの全療養者数 15 人以上</td> <td>人口 10 万人当たりの全療養者数 2 人以上</td> <td>人口 10 万人当たりの全療養者数 数人未満</td> </tr> <tr> <td>体監視</td> <td>③PCR 等陽性率</td> <td>・10%以上</td> <td>・10%以上</td> <td>・2%以上</td> <td>・2%未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">感染状況</td> <td>④新規報告数</td> <td>25 人/10 万人/週以上</td> <td>15 人/10 万人/週以上</td> <td>2 人/10 万人/週以上</td> <td>2 人/10 万人/週未満</td> </tr> <tr> <td>⑤直近 1 週間と先週 1 週間の比較</td> <td>直近一週間が先週一週間より多い</td> <td>直近一週間が先週一週間より多い</td> <td>直近一週間が先週一週間より多い</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥感染経路不明割合</td> <td>50%以上</td> <td>50%以上</td> <td>20%以上</td> <td>20%未満</td> </tr> </table> <p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・京都府等の近隣府県の感染状況 ・入院患者受け入れ病床稼働率（ピーク時の入院患者受け入れ病床数） ・感染経路不明の患者数・実行再生産数（Rt）・K 値・濃厚接触者を除く PCR 等陽性率 	判断指標	特別警戒ステージ (ステージⅣ)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージⅡ)	滋賀らしい生活三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)		大規模かつ深刻な流行連鎖が発生、爆発的な感染爆発により、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合 病床全体 うち重症者用病床	・最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満	・最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満		②療養者数(入院+自宅+宿泊)	人口 10 万人当たりの全療養者数 25 人以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 15 人以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 2 人以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 数人未満	体監視	③PCR 等陽性率	・10%以上	・10%以上	・2%以上	・2%未満	感染状況	④新規報告数	25 人/10 万人/週以上	15 人/10 万人/週以上	2 人/10 万人/週以上	2 人/10 万人/週未満	⑤直近 1 週間と先週 1 週間の比較	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	—	⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満	<p><滋賀らしい生活三方よしステージ（ステージⅠ）> ○滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の呼びかけ （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用、こまめな手洗い、3密の回避など基本的な感染対策の徹底 ・体調に違和感がある場合は、自宅で休養 ・免疫力を向上させる健康づくり ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用 	<p><滋賀らしい生活三方よしステージ（ステージⅠ）> ○滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の呼びかけ （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底 ・「もしサボ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示 ・テレワーク・時差出勤の推進 <p><イベントを開催する場合の目安の設定> 当面11月末まで、必要な感染防止策が担保される場合、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。</p> <p>①収容率要件:感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については100%以内に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)は50%以内(※)とする。 (※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。</p> <p>②人数上限:5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。 ※令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p><大規模イベントにおける感染防止策の事前相談> ○全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナウイルス対策相談コールセンターへの相談</p>	<p><滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～> ○「家」でよし</p> <ol style="list-style-type: none"> ①毎朝、健康チェックし、発熱がある場合は自宅で休む ②家に帰ったらまず丁寧に手洗い ③こまめに換気しつつ、エアコンの温度設定を調整 ④免疫力を向上させる健康づくり ⑤毎日、滋賀県などの感染情報を確認 ⑥通販も利用する <p>○「外」でよし</p> <ol style="list-style-type: none"> ①症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底 ②人との間隔は、できるだけあける ③混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす ④感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える ⑤会話をする際は、可能な限り真正面は避ける ⑥ピワイチなどにより、滋賀の魅力を変えて感じながら健康増進につなげる ⑦新しい旅のエチケットの実践 <p>○「社会（滋賀）」よし</p> <ol style="list-style-type: none"> ①感染者が多数発生している地域への移動は極力控える ②発症した時のため、自分の行動を残す ③テレワークやローテーション勤務の活用 ④業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守 ⑤「もしサボ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示 ⑥接触確認アプリ「COCOA」の導入 ⑦今こそ、一人も取り残さない
	判断指標	特別警戒ステージ (ステージⅣ)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージⅡ)	滋賀らしい生活三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)																																															
	大規模かつ深刻な流行連鎖が発生、爆発的な感染爆発により、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階																																																
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合 病床全体 うち重症者用病床	・最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満																																															
		・最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満																																															
	②療養者数(入院+自宅+宿泊)	人口 10 万人当たりの全療養者数 25 人以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 15 人以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 2 人以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 数人未満																																															
体監視	③PCR 等陽性率	・10%以上	・10%以上	・2%以上	・2%未満																																															
感染状況	④新規報告数	25 人/10 万人/週以上	15 人/10 万人/週以上	2 人/10 万人/週以上	2 人/10 万人/週未満																																															
	⑤直近 1 週間と先週 1 週間の比較	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	—																																															
	⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満																																															
京都府	<p>新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標 <基本的な考え方> 医療・検査体制の充実や、感染拡大予防の取組の進展等の状況変化を踏まえ、実際の感染の発生状況に応じた、よりきめ細やかな対応を図るため、基準を設定。 <現状>9月25日以降、警戒基準 <基準></p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>注意喚起基準</th> <th>警戒基準</th> <th>特別警戒基準</th> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>・新規陽性者 2 名以上かつ ・感染経路不明者 1 名以上 (直近 7 日間の移動平均値)</td> <td>・新規陽性者 5 名以上かつ ・感染経路不明者 2 名以上 又は ・重症者病床使用率 20% ※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者 10 名以上)を超える場合などは、対策を強化</td> <td>・新規陽性者 20 名以上 又は ・重症者病床使用率 40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対策</td> <td>—</td> <td>専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断</td> <td>同左に加え、近隣府県とも連携</td> </tr> <tr> <td>感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起</td> <td>感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等</td> <td>感染拡大防止のための行動制限を伴う対策 等</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか(前週増加比 1 以上)や、PCR 検査の陽性率(7日間移動平均)を併せてモニタリングする。 ・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR 検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。 ・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。 <p><重点ターゲット>(7月31日、9月1日、9月25日) 感染拡大防止と社会経済活動両立を図るための3つの重点ターゲット</p> <ol style="list-style-type: none"> ①安心して飲食店を利用する。 ②大学生等が安心して学生生活を送る。 ③重症化リスクのある方の感染を防ぐ。 		注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準	指標	・新規陽性者 2 名以上かつ ・感染経路不明者 1 名以上 (直近 7 日間の移動平均値)	・新規陽性者 5 名以上かつ ・感染経路不明者 2 名以上 又は ・重症者病床使用率 20% ※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者 10 名以上)を超える場合などは、対策を強化	・新規陽性者 20 名以上 又は ・重症者病床使用率 40%	対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携	感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策 等	<p><新しいライフスタイルの要請> 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、府民一人一人に新しいライフスタイルの実践を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い)を実践すること ○換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密着場面を避けること ○発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること。 ○店舗等を利用する場合は、ガイドライン推進宣言事業所ステッカー掲示施設を利用し、「こころ」等接触確認アプリを活用すること ○新型コロナは、誰もが感染しうる病気であり、感染者等に対する差別的扱いや誹謗中傷は絶対に行わないこと <p><飲食機会における感染防止対策> ○ガイドラインを遵守していない店舗の利用を自粛する ○大人数での大声の会話・歌唱を伴う宴会・飲み会では控える ※大声での会話・歌唱を避ける場合人数制限なし</p>	<p><事業所等における感染拡大防止> ○在宅勤務、テレワーク、分散出勤、サテライトオフィスなど、感染拡大を予防する新しい働き方を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員の飲食機会における感染予防の徹底 <p><イベント開催時の感染拡大防止> ○当面 11 月末まで、イベント種類及び会場規模にあわせて収容率及び人数上限の目安を設定し、どちらか小さい方を限度とする。</p> <p>【収容率要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①大声での歓声・声援等が想定されない →収容定員の 100%以内 ②大声での歓声・声援等が想定される →収容定員の 50%以内 <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①収容人数 10,000 人超→収容人数の 50% ②収容人数 10,000 以下→5,000 人 <p>○お祭り、花火大会、野外フェスティバル等は、全国的又は広域的、参加者の把握が困難なものでは中止を含めて慎重に検討</p> <p><飲食店における感染拡大防止対策> ○ガイドライン遵守の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風営法に基づく立入調査、感染症法・食品衛生法・建築物衛生法に基づく店舗立入等の機会を活用したガイドライン遵守の啓発 ・対策チームによるクラスター発生店舗等へのガイドラインの徹底指導 ・ガイドライン推進京都会議によるステッカー掲示の徹底 <p>○緊急連絡サービス「こころ」や「あんしん追跡サービス」の普及拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資材・チラシの配布、利用啓発動画等普及拡大キャンペーンによる登録店舗、利用者の一層の拡大 ・来店時やチェックイン時の登録呼び掛け 	<p><大学生等における感染拡大防止> ○大学における感染防止対策の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生に対するメール等による一斉注意喚起の実施 ・学内の感染拡大防止対策の徹底 ・啓発動画等を活用した全学生を対象としたガイダンスの実施 <p>○大学生生活における感染防止対策の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における感染防止のため、徹底して3密を避けること ・大学等における感染拡大予防のためのガイドライン等を遵守すること ・課外活動では、責任者を決め、活動マニュアルを遵守すること <p>○中学校、高校における感染防止対策の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者メッセージ動画による中高生への新しい生活様式等の啓発 ・部活動等、集団活動を含めた感染防止の注意喚起 <p>○大学生等 PCR 検査ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・施設等で実習する大学生等を対象とした PCR 検査実施 ・大学保健センター等における PCR 検査実施のための体制支援 <p><重症化リスクのある方の感染防止> ○施設における面会の自粛要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関、社会福祉施設等への面会等を自粛し、リモート面会など ICT を活用 <p>○社会福祉施設等職員に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対応 DVD 等を活用した職員研修の実施 ・高齢者施設等における感染拡大防止のための自主点検チェックリストの作成・配布 <p>○高齢者、基礎疾患のある方等は、人混みや感染多発地域への外出は極力控える。無症状者が多い若年層は、高齢者等に会う場合は、特に慎重に行動する。</p> <p>○感染者が多数発生している地域等に立地する医療機関や高齢者施設等に勤務する職員、入院・入所者に対する PCR 検査実施</p>																																	
	注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準																																																	
指標	・新規陽性者 2 名以上かつ ・感染経路不明者 1 名以上 (直近 7 日間の移動平均値)	・新規陽性者 5 名以上かつ ・感染経路不明者 2 名以上 又は ・重症者病床使用率 20% ※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者 10 名以上)を超える場合などは、対策を強化	・新規陽性者 20 名以上 又は ・重症者病床使用率 40%																																																	
対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携																																																	
	感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策 等																																																	

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																																		
大阪府	<p>大阪モデル ＜基本的考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。 ○ 各指標について、「感染拡大の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定し、各基準の状況に応じて、府民に周知する。 <p>＜モニタリング指標と基準、信号の点灯・消灯基準の考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「非常事態（赤色）」の指標を新たに設定し、想定病床を上回る感染拡大の恐れが生じていることを府民に周知する。 ○ 感染発生状況については各指標を日々モニタリング・見える化し、「警戒（黄色）」の発動の有無にかかわらず、発生状況に応じて病床確保などの取組みを迅速にすすめる。 ○ 「警戒（黄色）」が点灯しない場合でも、感染発生状況に応じて、府民への注意喚起を行う。 ○ 非常事態等の解除においては、感染収束が見られることから、一定期間「解除（緑色）」を点灯させた後、消灯させる。 <p>＜現状＞7月12日府民に対する警戒の基準に到達 ＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析事項</th> <th>モニタリング指標</th> <th>府民に対する警戒の基準</th> <th>府民に対する非常事態の基準</th> <th>府民に対する警戒・非常事態解除の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市中での感染拡大状況</td> <td>①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均</td> <td>①2以上かつ ②10人以上</td> <td>—</td> <td>②10人未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 新規陽性患者の拡大状況</td> <td>③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）</td> <td>120人以上かつ 後半3日間で半数以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5人未満</td> </tr> <tr> <td>(3) 病床の逼迫状況</td> <td>⑤患者受入重症病床利用率</td> <td>—</td> <td>70%以上 (警戒(黄色)信号が点灯した日から25日以内)</td> <td>60%未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満	(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満	(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上 (警戒(黄色)信号が点灯した日から25日以内)	60%未満		【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—		【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	<p>＜府民へのよびかけ＞</p> <p>イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請 〔区域〕大阪府全域 〔期間〕10月10日～11月15日 （ただし、感染拡大の状況に応じて判断） 〔実施内容〕（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の方は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の方 ・ 高齢者と日常的に接する家族 ・ 高齢者施設・医療機関等の職員 ○ 3密で唾液が飛び交う環境を避ける。 ○ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛 	<p>＜イベントの開催（府主催を含む）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ○ 開催制限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、「令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの細部との開催制限等について」をもとに緩和 ・ 全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等を、大阪府に事前相談 ・ 国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合、国に準じ対応 ・ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 <p>＜施設（府有施設を含む）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者施設、医療機関等は、職員施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求める。 ○ 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧める。 ○ 業種別ガイドラインの遵守（感染防止宣言ステッカーの導入） ○ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、名簿作成など追跡対策をとる。 ○ 夜の街関連施設の従業員に少しでも症状がある場合は検査受診を勧める。 <p>※ミナミの臨時検査場における検査継続実施</p>	<p>＜経済界へのお願い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員などへの注意喚起など、適切な感染防止対策を講じる。 <p>＜大学等へのお願い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生などへの注意喚起など、適切な感染防止対策を講じる。
	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準																																	
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満																																		
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—																																		
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満																																		
(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上 (警戒(黄色)信号が点灯した日から25日以内)	60%未満																																		
	【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—																																		
	【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—																																		
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての方向性基準を設定 ・ 発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断 <p>＜現状＞9月1日感染警戒期に引き下げ ＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>感染小康期</th> <th>感染警戒期</th> <th>感染増加期</th> <th>感染拡大期1</th> <th>感染拡大期2</th> <th>感染拡大特別期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応の方向性</td> <td>予防</td> <td>警戒</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>新規陽性者（1週間平均）</td> <td>10人未満</td> <td>10人以上 (警戒基準)</td> <td>20人以上</td> <td>30人以上</td> <td>40人以上</td> <td rowspan="2">総合的に判断</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者</td> <td>1.25人未満</td> <td>1.25人以上</td> <td>2.5人以上</td> <td>3.75人以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期	対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化	判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上	<p>＜外出自粛等の要請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染予防がなされていない接待を伴う飲食店など感染リスクの高い施設の利用を目的とした、県境をまたぐ移動を自粛 ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設の利用を自粛。高齢者や基礎疾患のある者は、特に注意 ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における大人数での会食や飲み会は自粛、若者グループについては、特に注意 ○ 大声での会話、回し飲みを避ける ○ 発熱等の症状がある場合は、外出を控える ○ 発熱が続き、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者接触者相談センター（保健所）へ相談。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めに相談 ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベントへの参加自粛 ○ 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進 ○ 店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用 ○ 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録 	<p>＜イベントの開催自粛要請等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期 ○ 全国的又は広域的な祭り、野外フェス等については、慎重に検討し、開催する場合は人と人の間隔(1m)を設ける ○ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない ○ 参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談 <p>【収容率要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）100%以内 ② 大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）50%以内（※） <p>（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。</p> <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収容人数10,000人超→収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下→5,000人 <p>※令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p>＜事業者への感染防止対策等の要請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底 ○ 特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせて感染防止策の周知の徹底 ○ 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 ○ 社会福祉施設に対して、職員・通所者等への感染防止対策の徹底 ○ 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示 ○ 「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と、可能な限り、QRコードをテーブルやカウンターなどで掲示 ○ 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請 	<p>＜事業者・関係団体への要請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進 ○ 関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組 ・ 在宅勤務（テレワーク）、TV会議、ローテーション勤務等の推進 ・ 「三つの密」回避の促進、職場内の換気励行、発熱等の風邪症状がみられる従業員への出勤免除 <p>【改めて、うつらない・うつさない宣言】 令和2年9月17日発出</p> <p>【「コロナに負けないひょうご」を目指しましょう！】 令和2年10月14日発出</p>						
区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期																																
対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化																																
判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断																															
	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上																																

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他												
奈良県	<p>(1) 感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断 <現状> 5月13日フェーズ2へ移行 <基準></p> <table border="1"> <tr> <td>フェーズ[*]</td> <td>感染者発生状況</td> <td>行動自粛</td> </tr> <tr> <td>フェーズ[*] 1</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況</td> <td>一般的な外出自粛要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ[*] 2</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向</td> <td>一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ[*] 3</td> <td>県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見えられない</td> <td>外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持</td> </tr> </table> <p>(2) 3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う 【判断項目1 新規感染判明者の水準】 ① 県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか 基準数値：人口10万人当たり新規感染判明者数 フェーズ[*] 2：直近1週間で0.5人未満 フェーズ[*] 3：直近2週間で0.1人未満 ② 新規感染判明の段階での感染経路が明確か 基準数値：直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合1/2未満 【判断項目2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性】 ③ 感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができているか 基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか ④ 感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか 基準数値：占有率50%未満 【判断項目3 感染拡大防止体制の充実】 ⑤ 感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか 感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか ⑥ 新規感染判定の体制（現在はPCR検査）が整っているか ⑦ 感染拡大防止の措置の実効性が十分か 行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p>	フェーズ [*]	感染者発生状況	行動自粛	フェーズ [*] 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請	フェーズ [*] 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請	フェーズ [*] 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見えられない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持	<p>【「うつらない」「うつさない」ための基本の対策】 ・マスクの着用、こまめに換気、手洗いの徹底 【「うつらない」対策】 <買い物> ・計画をたてて素早く済ませます。 ・1人または少人数ですいた時間に ・現金の直接の手渡しを避ける ・レジに並ぶ時は、前後にスペース <勤務先> ・会話は真正面を避ける ・人との間隔を2m（最低1m）空ける。 ・テレワーク、ローテーション勤務の活用 ・名刺交換はオンラインで <飲食店> ・多人数・長時間の会食は避ける。 ・対面は避け、横並び、一つ飛ばし、互い違いに座る ・感染防止対策を実施している店舗を選ぶ。 ・大皿は避けて、料理は個々に注文 ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける。 <車に同乗する時> ・マスクを着けて、換気を徹底 ・長時間のドライブは避ける。 <カラオケに行く時> ・人との間隔を2m（最低1m）空ける。 ・真正面を避けて、横並びで座る。 ・歌う人の正面に食べ物を置かない 【「うつさない」対策】 <帰宅後> ・家に帰ったらすぐに手や顔を洗う。 ・できるだけすぐに着替え、シャワー ・タオルは、トイレ・洗面所・キッチンなどで共用しない。 ・家の中でも咳エチケット <勤務先> ・人との間隔を2m（最低1m）空ける。 ・毎朝の検温、健康チェック ・症状がある場合は自宅で療養 ・勤務中に体調が悪くなった場合は無理せず帰宅</p>	<p><イベントの開催> ○開催制限の概要（～11月末まで） 【収容率要件】 ① 大声での歓声・声援等が想定されない →100%以内（席がない場合は適切な間隔） ② 大声での歓声・声援等が想定されるもの →50%以内（席がない場合は十分な間隔） 【人数上限】 ① 収容人数10,000人超→収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下→5,000人 ※感染リスクを軽減するための各種措置が担保されていること等が緩和の条件で、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。 ※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要がある） ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を越える場合がある。 ※その他詳細は、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおりとする。 ○全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント）開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。 <施設の利用> ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらうようにする。 ・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリのインストールを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする。 ・施設利用の際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。また、消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。 ・施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する。 ・感染拡大予防のための業種別が「オンライン」等に則した感染防止策を徹底する。</p>	<p>【我々の心得】 ○県内での感染事例が連続で発生していますが、「正しく注意して」うつらないように行動し、元気に社会・経済活動を行いましょう。 ○「うつらない」「うつさない」の習慣化 ・「うつらない」対策をその都度説明。 ・「うつさない」配慮（職場・家庭）を繰り返しお願い。 ・どのようにうつされたのかを明確にしていく。 ○拡大防止への対策 ・死亡につながる重症化を防ぐ。 ・感染したら、全員隔離してうつさない。 ・医療崩壊はさせない。 ・感染施設は一定期間閉じる。 ○感染者の人権への配慮 ・医療関係者や感染された方等への中傷や差別は絶対にやめましょう。</p>
フェーズ [*]	感染者発生状況	行動自粛														
フェーズ [*] 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請														
フェーズ [*] 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請														
フェーズ [*] 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見えられない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持														
和歌山県	<p>県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う <基準></p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>自粛要請</th> </tr> <tr> <td>近隣府県での発生基準</td> <td>○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現</td> <td>県外受入自粛の強化等</td> </tr> <tr> <td>和歌山県での発生基準</td> <td>①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上</td> <td>不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等</td> </tr> </table> <p>※①、②、③、④の全て ※②、③は7日間移動平均 ※④は紀北と紀南のいずれか</p>	区分	内容	自粛要請	近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等	和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等	<p>【県民の皆様へのお願い（9/3）】 <県民へのお願い> ○大阪や首都圏、その他特に感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える ○友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える ○通勤や通学前に検温をし、発熱などの症状がある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診する ○濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースもあるため、濃厚接触者は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける</p>	<p><事業所へのお願い> ○従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応を ○全ての業界、事業所で「オンライン」の遵守と「ポスター」(*) 掲示を（※関西広域連合啓発ポスター） <イベント開催自粛の考え方> 必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面11月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする 【収容率要件】 ① 大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）100%以内 ② 大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）50%以内（※） （※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。 【人数上限】 ① 収容人数10,000人超→収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p>	<p><病院や福祉施設等集団生活を行っている施設へのお願い> ○病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意 ○訪問介護や通所サビスの職員やケアマネジャーも含め、職員自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底を <医療機関・クリニックへのお願い> ○新型コロナウイルスの感染拡大防止には早期発見が重要であることから、本県ではクリニックで感染者を発見してもらうシステムを構築。医療機関、特にクリニックは、感染の疑いのある患者の発見に積極的に努めていただくよう改めてお願い</p>			
区分	内容	自粛要請														
近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等														
和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等														

府県	自粛要請・解除の判断基準				府県民への要請				事業主への要請				その他																																																																		
鳥取県	<p>＜鳥取県版新型コロナウイルス警報＞</p> <p>10月13日、全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直を行った。</p> <p>＜現状＞9月22日県東部及び中部の注意報を解除、県西部を注意報に引き下げ</p> <p>10月3日県西部の注意報を解除</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> <th>特別警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判断指標</td> <td>①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週</td> <td>東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>②現時点確保病床稼働率</td> <td>—</td> <td>圏域ごとに稼働率 15%超 圏域ごとに稼働率 50%超</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>発令</td> <td colspan="3">圏域単位で発令</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発令期間</td> <td>始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日</td> <td>始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>解除</td> <td colspan="3">①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動制限</td> <td>外出・イベント・施設</td> <td>○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒</td> <td>○クラスター発生施設に関する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請</td> <td>○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>○感染者の学校休業の検討が基本</td> <td>○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請</td> <td>○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療強化</td> <td>保健所</td> <td>○疫学調査応援職員を派遣</td> <td>○疫学調査応援職員を派遣</td> <td>○相談センター応援職員を派遣 等</td> </tr> <tr> <td>医療・福祉</td> <td>○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等</td> <td>○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等</td> <td>○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請の法的根拠等</td> <td>協力依頼 等</td> <td>県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等</td> <td>県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等</td> </tr> </tbody> </table>				区分	注意報	警報	特別警報	判断指標	①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週			②現時点確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率 15%超 圏域ごとに稼働率 50%超	運用	発令	圏域単位で発令				発令期間	始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日			解除	①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)			活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に関する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請	学校	○感染者の学校休業の検討が基本	○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等	医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣	○相談センター応援職員を派遣 等	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等		要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等	<p>＜県民の皆様へのお願い＞</p> <p>～ご自身と大切な人と地域を守ろう！会食・三密に注意！～</p> <p>○県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとって下さい。</p> <p>○身近なところで感染する可能性もあり、十分注意。親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っている。引き続き「三つの密」を避け、人との感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い・換気などの感染予防に十分注意。特にリスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意。</p> <p>・帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底</p> <p>・人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底</p> <p>・倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着用し、人との会食はさける。</p> <p>○医療機関を受診したいと思った時は、事前に電話して指示に従う。少しでも体調が悪ければ通勤・通学を含め外出は控え、「発熱・帰国者・接触者相談センター」に相談を。</p> <p>○お店を利用の際は、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」、「新型コロナ対策認証事業所」(業界団体等からの推薦を受け、感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所)の積極的な活用を。</p> <p>○感染拡大地域にお出かけの際は、県ホームページで毎日更新中の「感染警戒地域」情報を参考に、感染予防を徹底し、警戒をお願い。</p> <p>○ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」等の活用を。</p> <p>○患者治療に当たる医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づいた差別をなくし、新型コロナに立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。</p>				<p>＜事業者の皆様へ＞</p> <p>・事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施。</p> <p>・「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や厚生労働省「接触確認アプリ(COCOA)」を活用。</p> <p>＜イベント開催要件＞(9/19～当面11月末)</p> <p>県版ガイドラインの遵守を前提に以下のとおりとする。</p> <p>【収容率要件】</p> <p>①歓声・声援等が想定されないもの 席がある場合：収容率100%以内 席がない場合：人と人が接触しない程度の間隔</p> <p>②歓声・声援等が想定されるもの 席がある場合：収容率50%以内 席がない場合：十分な人と人との間隔(1m)</p> <p>※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。</p> <p>【人数上限】</p> <p>①収容人数1万人超⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 (注)収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)</p> <p>※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻すこととする。(9月16日までの基準)</p> <p>感染防止策を徹底して次の基準で実施。</p> <p>【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数 【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保(概ね2m)</p> <p>○イベント開催申出制度 定員50%超又は1,000人超、全国的イベントを開催する場合、1箇月前までに申出書提出が必要。</p>				<p>【ガイドライン策定】</p> <p>○学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</p> <p>○部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</p> <p>○会社寮等におけるガイドライン</p> <p>【感染拡大防止クラスター対策等条例】(8月臨時議会議決、令和2年9月1日施行)</p> <p>県民及び事業者が一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組む。(詳細は省略)</p> <p>【新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言】(令和2年9月10日 鳥取県、鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取県地方務局)</p> <p>互いに連携して、患者や家族など新型コロナウイルスと闘う方々への差別的扱いや誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って支援する取組を進める。</p>																
	区分	注意報	警報	特別警報																																																																											
	判断指標	①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週																																																																												
		②現時点確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率 15%超 圏域ごとに稼働率 50%超																																																																											
	運用	発令	圏域単位で発令																																																																												
		発令期間	始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日																																																																											
		解除	①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)																																																																												
	活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に関する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請																																																																										
		学校	○感染者の学校休業の検討が基本	○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等																																																																										
	医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣	○相談センター応援職員を派遣 等																																																																										
医療・福祉		○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等																																																																											
	要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等																																																																											
徳島県	<p>「とくしまアラート」の発動基準</p> <p>＜現状＞9月18日「とくしまアラート」を全県域で解除</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">①感染観察</th> <th colspan="2">②感染拡大注意</th> <th rowspan="2">③特定警戒</th> </tr> <tr> <th>注意</th> <th>強化</th> <th>漸増</th> <th>急増</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針</td> <td colspan="2">早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る</td> <td>必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る</td> <td>特措法第24条9項による感染拡大防止を図る</td> <td>国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発動基準</td> <td>直近1週間の累積新規感染者数</td> <td>—</td> <td>5人以上 10人以上</td> <td>30人以上</td> <td>100人以上</td> <td>170人以上</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の累積感染経路不明者割合</td> <td>—</td> <td colspan="2">50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病床の逼迫具合</td> <td>病床全体</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上</td> <td>最大確保病床の占有率 1/2以上</td> </tr> <tr> <td>うち重症者病状</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上</td> <td>最大確保病床の占有率 1/2以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>療養者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100人以上</td> <td>170人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>PCR陽性率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>解除の判断基準</td> <td>—</td> <td colspan="5">発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断</td> </tr> </tbody> </table>				区分	①感染観察			②感染拡大注意		③特定警戒	注意	強化	漸増	急増	基本方針	早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る		必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する	発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上 10人以上	30人以上	100人以上	170人以上	直近1週間の累積感染経路不明者割合	—	50%		50%	50%	病床の逼迫具合	病床全体	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	最大確保病床の占有率 1/2以上	うち重症者病状	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	最大確保病床の占有率 1/2以上		療養者数	—	—	—	100人以上	170人以上		PCR陽性率	—	—	—	10%			解除の判断基準	—	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断					<p>＜県民への呼びかけ＞</p> <p>基本的な感染予防の徹底(3密回避等)</p> <p>○3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起</p> <p>⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信</p> <p>感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ</p> <p>○COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進</p> <p>○ターゲット毎に適切なメディアを通じた分かりやすいメッセージの発信</p> <p>[重症化しやすい人(高齢者など)]</p> <p>3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨</p> <p>[中年]</p> <p>職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起</p> <p>[若者]</p> <p>クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起</p> <p>[医療従事者・介護労働者]</p> <p>リスクの高い場所に行かない</p>				<p>＜イベント開催の考え方＞</p> <p>必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面11月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。</p> <p>【収容率要件】</p> <p>①歓声・声援等が想定されないもの 席がある場合：収容率100%以内 席がない場合：人と人が接触しない程度の間隔</p> <p>②歓声・声援等が想定されるもの 席がある場合：収容率50%以内 席がない場合：十分な人と人との間隔(1m)</p> <p>※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。</p> <p>【人数上限】</p> <p>①収容人数1万人超⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 (注)収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)</p> <p>※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、現在の基準に戻すこととする。</p> <p>※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p>＜大規模イベントにおける感染防止策の事前相談＞</p> <p>・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県へ相談感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。</p> <p>＜事業者のみなさんへ＞</p> <p>・基本的な感染予防の徹底(3密回避等)</p> <p>・ガイドラインの遵守を徹底。</p> <p>・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の更なる周知及び普及促進の更なる強化</p> <p>・テレワーク等の推進</p>				<p>＜共通事項＞</p> <p>「とくしまスマートライフ宣言!」(「新しい生活様式」感染拡大予防ガイドライン)の実践)</p> <p>「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」(令和2年10月16日施行)</p> <p>・事業者の感染防止策が義務化</p> <p>・クラスター等発生時の公表の流れを策定</p> <p>・不当な差別的取り扱いや誹謗(ひぼう)中傷を禁止</p>			
	区分	①感染観察				②感染拡大注意		③特定警戒																																																																							
		注意	強化	漸増	急増																																																																										
	基本方針	早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る		必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する																																																																									
	発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上 10人以上	30人以上	100人以上	170人以上																																																																								
		直近1週間の累積感染経路不明者割合	—	50%		50%	50%																																																																								
	病床の逼迫具合	病床全体	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	最大確保病床の占有率 1/2以上																																																																									
		うち重症者病状	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	最大確保病床の占有率 1/2以上																																																																									
		療養者数	—	—	—	100人以上	170人以上																																																																								
		PCR陽性率	—	—	—	10%																																																																									
	解除の判断基準	—	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断																																																																												

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ○無利子・無保証料融資の対象拡大(売上高△5%以上) ○保証料ゼロ、実質無利子(当初3年間)、上限3千万円 ○融資限度額拡大(3千万円→4千万円) ○たすけ資金(経済変動対策資金「経営安定借換資金」の融資枠を計200億円拡大) ○経済変動対策資金の融資対象の拡充 ○徳島県新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ○特に厳しい経営環境の中にある中小・小規模事業者に対し、雇用及び事業継続への頭張りを応援するため、100万円を上限に給付 ○中小企業・個人事業者に対する原有施設耐材の減免 ○新型コロナウイルス関連特別相談窓口の創設 ○企業従業員等のワンマン研修の支援 ○県内のアイワ外・テリハリー情報発信支援サポの開設 ○生活衛生関係営業業者応援給付金 ○生活衛生型新型コロナウイルス感染症特策貸付で融資を受けた金額の10%(上限100万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○経済変動対策緊急生活資金の拡充(拡大融資枠1億円) ○経路の影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資を創設 ○採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員の採用(20名程度) ○就労支援事業所等におけるインターンを活用した取組拡大等 ○W e b企業説明会開催支援事業 ○求職者と県内企業とのマッチングの機会を確保するため、W e b広報力向上セミナー、企業説明会を開催し、企業の採用活動を支援する。 ○新型コロナウイルス感染症対応支援事業 ○新型コロナウイルス感染症の影響で、非正規雇用者を中心に厳しい雇用情勢にあることから、幅広い世代を対象に「雇用の安定化」を促進支援する。 ○オンライン合同企業説明会の実施や就職情報サポでの情報発信等を支援(補助率1/2 上限40万円等) ○離職者の早期再就職を支援するための職業訓練等 ○雇用維持のために実施する教育訓練に対し助成(補助率2/3、上限100万円) ○離職者を正規雇用した企業に雇用安定支援金を支給 ○就労支援継続事業所が行う新商品開発等の取組に要する経費を補助 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内求職者の就労促進を支援(補助率1/2、日額当りの上限3,600円) ○「新型コロナウイルス対策 企業・雇用サポートチーム」の活動の充実、求職・相談者への相談対応の周知を強化 ○障がい者雇用におけるテレワーク等導入を実施する企業への支援(委託事業75万円/社) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応策農林漁業者金融支援事業 ○保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資 ○新型コロナウイルス感染症を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きい方に100万円を上限に給付 ○各種無料相談の紹介や専門家派遣を行う窓口開設 ○手数料・福祉施設において原産花きのPRを実施 ○県内飲食店での阿波地味美菜キャンペーンの開催 ○県内飲食店等と連携し、阿波地味美菜のPRを実施 ○県内飲食店等と連携し、阿波地味美菜のPRを実施 ○「海産物のネット販売」生産体制に向けた支援 ○滞留した原木のストックアウト、確保や運搬、仕分を実施 ○滞留した製材の保管やストックアウト場への運搬を実施 ○国産補対象外の山仕事への支援による雇用創出 ○県産農林水産物を活用した雇用継続や付加価値商品の開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援 ○農業現場等で新型コロナウイルスの影響が出た場合等の普及活動の支援 ○鳥取和牛等を中小中学校給食に提供する食育の推進 ○素材生産業者等のストックアウトの確保、原木の活用への転換等の取組に対して支援 ○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験 ○皇販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚フェアの開催、魚食普及活動による情報発信 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動 ○県産食材を供する食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供や付加価値の向上による販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円) ○県産食材等を県外の自宅に過す友人・知人等に配送する取組を支援 ○農業水産分野での雇用の受け皿づくり ○事業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円) ○アウトドアイベントを活用して20%のプレミアムを県内事業者の先取り応援券を取売 ○農林水産業の共同利用施設で行う出荷作業時の感染予防対策等を支援 ○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援 ○漁業者等の資金繰り支援(利子補給による貸付利率の無利子化等) ○県内の食材・飲食店等の魅力発信の強化
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急融資制度の充実(令和2年5月～) ○中小企業経営支援緊急対策事業の充実 ○市観光事業者等緊急支援補助制度の実施 ○補助率3/4、上限額30万円 ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 ○補助率3/4等・上限額30万円 ○飲食店テリハリー・ヒールの利用促進 ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○商店街緊急支援補助金 ○京都市9/10・上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円補助率1/2 ○補助率9/10、上限額個人又はグループは40万円、団体は100万円 ○和装産地支援事業 ○中小企業等支援策活用サポセンターの運用 ○就労継続支援事業B型事業所に対する生産活動活性化支援 ○就労継続支援事業A型事業所における工賃助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員) ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員) ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 ○京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」オンライン説明会を開催(令和2年5月) ○市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～) ○WEBを活用した就職相談や企業紹介等の実施 ○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援 ○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応策農林漁業者金融支援事業 ○保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資 ○新型コロナウイルス感染症を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きい方に100万円を上限に給付 ○各種無料相談の紹介や専門家派遣を行う窓口開設 ○手数料・福祉施設において原産花きのPRを実施 ○県内飲食店での阿波地味美菜キャンペーンの開催 ○県内飲食店等と連携し、阿波地味美菜のPRを実施 ○県内飲食店等と連携し、阿波地味美菜のPRを実施 ○「海産物のネット販売」生産体制に向けた支援 ○滞留した原木のストックアウト、確保や運搬、仕分を実施 ○滞留した製材の保管やストックアウト場への運搬を実施 ○国産補対象外の山仕事への支援による雇用創出 ○県産農林水産物を活用した雇用継続や付加価値商品の開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援 ○農業現場等で新型コロナウイルスの影響が出た場合等の普及活動の支援 ○鳥取和牛等を中小中学校給食に提供する食育の推進 ○素材生産業者等のストックアウトの確保、原木の活用への転換等の取組に対して支援 ○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験 ○皇販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚フェアの開催、魚食普及活動による情報発信 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動 ○県産食材を供する食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供や付加価値の向上による販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円) ○県産食材等を県外の自宅に過す友人・知人等に配送する取組を支援 ○農業水産分野での雇用の受け皿づくり ○事業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円) ○アウトドアイベントを活用して20%のプレミアムを県内事業者の先取り応援券を取売 ○農林水産業の共同利用施設で行う出荷作業時の感染予防対策等を支援 ○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援 ○漁業者等の資金繰り支援(利子補給による貸付利率の無利子化等) ○県内の食材・飲食店等の魅力発信の強化
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急融資制度の充実(令和2年5月～) ○中小企業経営支援緊急対策事業の充実 ○市観光事業者等緊急支援補助制度の実施 ○補助率3/4、上限額30万円 ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 ○補助率3/4等・上限額30万円 ○飲食店テリハリー・ヒールの利用促進 ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○商店街緊急支援補助金 ○京都市9/10・上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円補助率1/2 ○補助率9/10、上限額個人又はグループは40万円、団体は100万円 ○和装産地支援事業 ○中小企業等支援策活用サポセンターの運用 ○就労継続支援事業B型事業所に対する生産活動活性化支援 ○就労継続支援事業A型事業所における工賃助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員) ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員) ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 ○京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」オンライン説明会を開催(令和2年5月) ○市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～) ○WEBを活用した就職相談や企業紹介等の実施 ○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援 ○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲) ○アイワ外・テリハリー等を飲食店をまとめたサポ(商工会議所、各区等で運営)を集約し、市ホームページで発信 ○安全・安心で新鮮な魚介類が手に入る「おうちdeおさか」の取組について、4月28日から7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市場内の水産物組合と小売団体が協力して実施) ○京都料理芽生会や生産者等と連携し、旬の市場流通食材を参加者に配送し、自宅で味わえる「わかれ和食料理教室」や、親子で学べる「わかれ食べ比べ教室」や「わかれ教室」を開催(令和2年7月、9月、10～3月) ○※NPO 法人と連携した、市場流通流通食材の子ども食堂(7箇所)への提供及び食育活動の実施(9月～) ○※JC 市「京都市中央市場激選!おうちde京の食文化」を新たに開設し、仲間業者が全国から激選した多種多様な鮮魚をはじめ、ちりめん山椒等の塩干食材など、「京の食文化」を堪能できる商品を10月19日から全国向けに販売開始(京都市のサポートの下、小売団体が対面の企画・開発・運営を行い、市場内の水産物仲卸組合が連携して実施) ○※包括連携協定大字と連携し、学生が短時間で簡単に作れておいしい家庭料理を学べる「大学生わかれ時短料理教室」の開催(10月～12月) ○新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大、販売促進により需要を下支えし、持続的に普及を行える環境を整備 ○木材価格の低下が発生している中、価格の安定と事業継続を図るため、港湾等への運搬経費を助成し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活様式に対応した林業商品やサービスの開発等を支援
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府と協議し「休業要請支援金」を支給 ○ものづくり中小企業緊急支援事業(大阪産業技術研究所の利活用減額) ○所管施設のカンパ・体験・減免措置等に伴う指定管理者への収入補填 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等の港湾施設使用料、貸付料等の支払期限を延長 ○大阪府と共同し、感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金を支給 ○制度融資の信用保証料を全額市が負担する制度を実施(4/15～9/30) ○中小企業のテレワーク導入支援(第1次募集・5/18受付終了)＜補助金額上限：50万円、補助率：2/3＞ ○大阪府と協議し「休業要請支援金」を支給。 ○市NPO法人に対する支援金(8/31受付終了) ○先端設備等導入支援補助金の創設 ○頑張る中小企業応援補助金の創設 ○中小企業のテレワーク導入支援(第2次募集・9/24受付終了)＜補助金額上限：50万円、補助率：1/2＞ ○中小企業デジタル化推進補助金の創設 ○キャリアパス活用を活用した市内消費活性化事業(11月実施・20%還元) ○商店街等における感染対策等に対する補助 ○※従業員通勤用車に自乗車駐車を整備する事業者への補助 ○※タクシー事業者への感染防止策に要した費用等の補助 ○※公共交通事業者への感染防止策に要した費用等の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名) ○離職(解雇・雇止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象 ○外国人のための相談窓口の体制強化(公財) ○大阪国際交流センター ○コロナ就職支援河期に備えた採用拡大 ○雇用調整助成金相談窓口の設置(4/30～予約受付開始) ○就職相談体制の強化 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就業支援施設においてオンライン相談を導入。(5/1～開設) ○Web合同企業説明会の実施 ○再就職支援プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふるさと納税寄附金」を活用し、但馬牛肥育農家への養牛導入補助事業に充当し補助を拡充 ○給食用野菜への支援 ○給食用野菜へ出荷できなかつたニンジンについて、掘り取り体験や、福祉施設への斡旋販売を実施、広報面で支援 ○タママネギのネット及び新規販売店を活用した販売を実施、輸送費・広告費支援 ○観光農園への支援 ○感染拡大防止費用を支援 ○コロナ収束後のPR支援 ○花きへの支援 ○緊急雇用材を市が買い上げ展示 ○市内産花き材を活用して収穫作業を支援 ○花陰・フオトコトコトコテラス等による市内産花きのPRを実施
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急融資制度の充実(令和2年5月～) ○中小企業経営支援緊急対策事業の充実 ○市観光事業者等緊急支援補助制度の実施 ○補助率3/4、上限額30万円 ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 ○補助率3/4等・上限額30万円 ○飲食店テリハリー・ヒールの利用促進 ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○商店街緊急支援補助金 ○京都市9/10・上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円補助率1/2 ○補助率9/10、上限額個人又はグループは40万円、団体は100万円 ○和装産地支援事業 ○中小企業等支援策活用サポセンターの運用 ○就労継続支援事業B型事業所に対する生産活動活性化支援 ○就労継続支援事業A型事業所における工賃助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員) ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員) ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 ○京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」オンライン説明会を開催(令和2年5月) ○市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～) ○WEBを活用した就職相談や企業紹介等の実施 ○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援 ○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふるさと納税寄附金」を活用し、但馬牛肥育農家への養牛導入補助事業に充当し補助を拡充 ○給食用野菜への支援 ○給食用野菜へ出荷できなかつたニンジンについて、掘り取り体験や、福祉施設への斡旋販売を実施、広報面で支援 ○タママネギのネット及び新規販売店を活用した販売を実施、輸送費・広告費支援 ○観光農園への支援 ○感染拡大防止費用を支援 ○コロナ収束後のPR支援 ○花きへの支援 ○緊急雇用材を市が買い上げ展示 ○市内産花き材を活用して収穫作業を支援 ○花陰・フオトコトコトコテラス等による市内産花きのPRを実施
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急融資制度の充実(令和2年5月～) ○中小企業経営支援緊急対策事業の充実 ○市観光事業者等緊急支援補助制度の実施 ○補助率3/4、上限額30万円 ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 ○補助率3/4等・上限額30万円 ○飲食店テリハリー・ヒールの利用促進 ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○商店街緊急支援補助金 ○京都市9/10・上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円補助率1/2 ○補助率9/10、上限額個人又はグループは40万円、団体は100万円 ○和装産地支援事業 ○中小企業等支援策活用サポセンターの運用 ○就労継続支援事業B型事業所に対する生産活動活性化支援 ○就労継続支援事業A型事業所における工賃助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員) ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員) ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 ○京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」オンライン説明会を開催(令和2年5月) ○市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～) ○WEBを活用した就職相談や企業紹介等の実施 ○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援 ○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふるさと納税寄附金」を活用し、但馬牛肥育農家への養牛導入補助事業に充当し補助を拡充 ○給食用野菜への支援 ○給食用野菜へ出荷できなかつたニンジンについて、掘り取り体験や、福祉施設への斡旋販売を実施、広報面で支援 ○タママネギのネット及び新規販売店を活用した販売を実施、輸送費・広告費支援 ○観光農園への支援 ○感染拡大防止費用を支援 ○コロナ収束後のPR支援 ○花きへの支援 ○緊急雇用材を市が買い上げ展示 ○市内産花き材を活用して収穫作業を支援 ○花陰・フオトコトコトコテラス等による市内産花きのPRを実施

2 教育対策

※今回事追加

団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校へ手作りマスク素材や消毒用アルコールの配布 ○優先供給に開いた健康医療福祉部局との連携 ○県立学校のトイレ改修の実施 ○補習支援学校スタッフの増車 ○DV・虐待等家庭環境に困難を有する児童・生徒への相談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等 ○障害児の放課後「休む」への利用が増えたことによる利用者負担の増加分を補助 ○医療的ケア児等の送迎のために福祉タクシー券を配布する事業への補助 ○県立大学が感染症対策として行う遮蔽板等の設置に対する補助 ○児童生徒等の心のケアと学習指導の強化 ・休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を強化（スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーの拡充） ○放課後児童クラブの運営等に対する支援 ○学校活動における感染予防対策 ・スクールのバスの過密化防止や消毒液の購入 ・令和2年度末までスクールのバスを増便 ○新型コロナウイルス感染症対策大学等授業再開支援事業 ・市内の大学等に対して、バーションの設置、消毒液の購入等感染拡大防止対策に必要な経費を支援 ○私立学校教育振興補助（学習指導員の配置） ○学校教育活動再開事業 ○学校教育の安全確保に向けたPCR検査の費用助成 ○施設実習の感染防止対策への支援（放課後等デイサービス支援） ○学内施設の感染防止対策への支援（放課後等デイサービス支援） ○支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援 ○学校給食休止への対応 ○校内の3歳児以上の園児・幼児・児童・生徒に対し、学習教材等の購入を支援（図書カード、2,000円分を配付） ○SNS（LINE）を活用した相談対応の拡充 ※公立小中学校に対し児童・生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置拡充 ※補充学習等を行うスタメン配置 ○部活動全国大会の代替地方大会開催（感染予防対策）支援 ※幼稚園において感染症防止等に必要な物品（消毒液等）を措置 ○幼稚園設置者に対し、感染防止に必要な衛生用品（子ども用マスク、消毒液）等の購入費用を補助 ※私立高校及び私立学校において修学旅行等を中止した場合に生じるおむつ料について補助 ※支援学校に対し、児童・生徒に直接講義する教員の業務を支援する分働員等（学習支援員）を配置 ※公立小中学校におけるスクリーンタイムの配置拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習支援コンテンツポータルサイト子どもの「学びの場」の開設 ○GIGAスクールポータル（ICT技術者等）配置によるICT環境整備 ○障害児童生徒のための出入力支援装置の整備（点字、ブライル、視線入力装置等） ○県立学校等における遠隔授業環境の整備 ・家庭にWi-Fi環境のない児童生徒に対して端末を貸与、Wi-Fiの導入 ・各学校にWebカメラ、マイクなどの整備 ○県立中学校、県立特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒が使用するPC端末整備の前倒し ○インターネットを通じた授業動画の配信や学習プリントの配布 ※県立大学の遠隔授業環境の整備に対する補助 ○自宅学習の環境整備等支援 ・動画やデジタル教材を活用したオンライン学習の実施（府立学校） ・オンライン授業の導入（府立医科大学、府立大学） ・教材補助として本を購入し貸出（学校再開後は図書室へ）（義務教育（小学校低学年）） ○私立学校教育振興補助（高校生への修学支援） ・低所得者を対象にオンライン学習を支えるための通信費支給 ○児童養護施設等へのインターネット環境整備 ・児童養護施設等で育つ児童の学習機会を確保するため、インターネット環境整備やパソコン等の機器購入を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援 ○県立美術館の企画展の動画を作成・配信 ○県立文化施設において、自主製作オペラをオンライン配信 ○文化芸術関係者への支援等を紹介する相談窓口を設置 ○文化施設にサマーグラフィティを購入 ※鑑賞機会を失った小学生をはじめとする県民等に音楽の鑑賞機会を創出 ○中高生夢舞台開催支援事業 ・全国大会の中止や開催内容の変更を受け、中高生の集大成となる大会開催を支援 ○府立図書館の感染防止対策 ○安心・安全な京の修学旅行への支援（専用相談窓口の設置、感染防止対策への支援）
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食休止への対応 ○支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援 ○校内施設の感染防止対策への支援（放課後等デイサービス支援） ○学校給食休止への対応 ○校内の3歳児以上の園児・幼児・児童・生徒に対し、学習教材等の購入を支援（図書カード、2,000円分を配付） ○SNS（LINE）を活用した相談対応の拡充 ※公立小中学校に対し児童・生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置拡充 ※補充学習等を行うスタメン配置 ○部活動全国大会の代替地方大会開催（感染予防対策）支援 ※幼稚園において感染症防止等に必要な物品（消毒液等）を措置 ○幼稚園設置者に対し、感染防止に必要な衛生用品（子ども用マスク、消毒液）等の購入費用を補助 ※私立高校及び私立学校において修学旅行等を中止した場合に生じるおむつ料について補助 ※支援学校に対し、児童・生徒に直接講義する教員の業務を支援する分働員等（学習支援員）を配置 ※公立小中学校におけるスクリーンタイムの配置拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○「臨時休業中の学習支援のページ」を開設 ・家庭学習アプリ及びDVD教材等の掲載、授業動画の配信 ○府立学校のICT化の推進 ・ICT技術者の配置 ・Wi-Fi環境を整備 ・学校の端末等を整備 ○府立学校のWi-Fiの導入 ・端末等を貸し出し 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術活動の継続支援 ・無観客ライブ等の配信にかかるとる経費を補助等
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○学校（外国学校を含む）におけるマスク等の購入の支援 ○特別支援学校のトイレ改修による衛生環境改善 ○放課後等デイサービスへの追加経費の支援 ○補習等支援のための学習指導員の配置 ○心のケアに対応するSNS悩み相談窓口の強化 ○ひょうご放課後プランの推進 ・放課後児童クラブの増設支援、利用料減免支援 ○7月1日、ネットセーフティセンターの支援 ○病院内保育所における学童保育の受入支援 ○特別支援学校休校に伴う、放課後等デイサービス利用支援 ○学習支援番組「みて・学ぼう！ひょうごっ子広場」の制作 ○学校再開に伴う食材連約金の支払い ○学校給食休止に伴う少人数授業、補習等支援のための非常勤講師、スクールカウンセラー、業務支援員の配置 ○私立学校における学校再開への人的体制の強化支援 ○特別支援学校スクールパスの増便対応等 ○給食調理者への衛生改善設備の購入経費支援 ○部活動全国大会の代替地方大会開催支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○公立学校等における遠隔授業環境の整備 ・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリ、学習支援アプリの導入 ○県立大学の遠隔授業環境の整備 ・web会議アプリの導入補助 ○GIGAスクールポータル（ICT技術者等）の配置 ○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視覚入力装置等の整備 ○総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備 ○専修学校等における遠隔授業環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術・文化施設等の県民利便施設等にサーキットライオン等を整備（県単独含む） ○県立芸術・文化施設等の各種無料講座のオンライン配信 ○県立美術館・博物館のPR動画や県内アーティストの活動動画を作成・配信、多言語音声ガイドの専用アプリ等の製作 ○避難所等での物資・衛生資材等の備蓄支援 ○避難所となる学校等体育館の換気設備導入 ○芸術文化公演の再開に向けた緊急支援 ○芸術文化の鑑賞・体験機会の創出支援 ○県民利便施設等の換気設備の強化 ○県立美術館における時間制来館者システム導入
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園がマスクや消毒液等を購入する経費に対する補助 ○特別支援学校の臨時休業期間中における学校給食の食料費負担 ○特別支援学校等の臨時休業による放課後等デイサービスの利用に伴う追加経費に対する補助 ○学校の臨時休業による心のケアのため、公立学校の児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスケアを実施 ○在宅運動番組（児童生徒向け）制作・放送 ・臨時休業中の小中学生等の健康維持のための番組を提供 ○在宅教養講座番組制作・放送 ・外出を自粛している県民の健康維持や、本県の魅力を再発見する機会を提供 ○小中学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの臨時休校の期間延長に要する経費等に対する補助 ○放課後児童クラブの利用の自粛等に伴う保護者負担の減による公費負担の理に対して補助 ○小学6年生及び中学3年生の学級を分割し、感染拡大防止及びきめ細かい指導を行うため、教員を加配 ○夏期休業を短縮して授業等を実施するため、非常勤講師等を配置 ○臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員を配置 ○感染症対策のために増加する教員の業務を軽減するため、スクールカウンセラーの配置 ○特別支援学校スクールパスの感染リスク低減のため、増便対応 ※部活動全国大会の代替地方大会開催支援 ○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校への保健衛生用品（マスクや消毒液等）の配付及び購入支援 ○県立学校臨時休業期間中の学校給食費用食材キャンセル料負担 ○子供SOSダイヤル（24時間対応）教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応 ○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談 ・主事による心のケアへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○公立学校等における遠隔授業環境の整備 ・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリ、学習支援アプリの導入 ○県立大学の遠隔授業環境の整備 ・web会議アプリの導入補助 ○GIGAスクールポータル（ICT技術者等）の配置 ○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視覚入力装置等の整備 ○総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備 ○専修学校等における遠隔授業環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立文化施設において消毒液の整備、受付でのアルコール設置、空気清浄機及び非接触型体温計等を整備 ○入館時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底（マスク着用、手指消毒、三密の回避等） ○県立図書館主催イベントとして、館長講演のオンライン配信 ○県立万葉文化館・民俗博物館のHP等において、万葉歌留多等の家で遊べるコンテンツの配信 ○奈良県立ジュニアオーケストラのテレワーク演奏動画、過去の演奏会の映像等を、動画配信サイト（YouTube）にて公開 ○新型コロナウイルス感染症の影響により中止された全国大会の代替として開催される奈良県大会を支援 ○オンラインを活用した芸術文化活動の取組に対し補助 ※美術作品等に接する機会を提供するため、県立美術館の展覧会の講演会等を動画配信サイト（YouTube）にて公開
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校への保健衛生用品（マスクや消毒液等）の配付及び購入支援 ○県立学校臨時休業期間中の学校給食費用食材キャンセル料負担 ○子供SOSダイヤル（24時間対応）教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応 ○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談 ・主事による心のケアへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校への保健衛生用品（マスクや消毒液等）の配付及び購入支援 ○県立学校臨時休業期間中の学校給食費用食材キャンセル料負担 ○子供SOSダイヤル（24時間対応）教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応 ○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談主事による心のケアへの対応 ○県立学校において家庭学習の導入に向けたオンライン学習支援サービスの導入 ○各学校のWebページにタブレット付き閲覧制限を設置し、家庭での連絡等で活用 ○GIGAスクール構想による県立中学校・特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒のPC端末の整備前倒し ○高等学校生徒1人1台PC端末の整備（12月未完了予定） ○県立中学校生徒1人1台PC端末の整備（9月1日完了） ○県立高等学校・特別支援学校の教員及び生徒の「Microsoft 365 for Education」ソフトの作成 ○県立中学校の全教員・生徒に「G suite for Education」のソフト発行 ○各県立学校にWebカメラ、マイク等、配用周辺機器の整備 ○臨時休業中にオンライン学習ができるよう、インターネット環境未整備の家庭に貸与する機器を準備（通信料は県負担） ○県立高等学校・特別支援学校でのオンラインによる同時双方向型授業実施のための体制づくり ○臨時休業時のオンライン学習の技術的支援を行うサポートカーの派遣 ○授業動画の配信やリモート学習指導の開始 ○特別支援学校の児童生徒のための出入力支援装置（点字、視線入力装置等）の整備 ○低所得者を対象に家庭におけるオンライン学習を支援するための通信費を支給 ○県立図書館における消毒液の整備、受付でのアルコール設置及び体温計の購入 ○県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアルコール設置及び体温計の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立文化施設において消毒液の整備、受付でのアルコール設置、空気清浄機及び非接触型体温計等を整備 ○入館時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底（マスク着用、手指消毒、三密の回避等） ○県立図書館主催イベントとして、館長講演のオンライン配信 ○県立万葉文化館・民俗博物館のHP等において、万葉歌留多等の家で遊べるコンテンツの配信 ○奈良県立ジュニアオーケストラのテレワーク演奏動画、過去の演奏会の映像等を、動画配信サイト（YouTube）にて公開 ○新型コロナウイルス感染症の影響により中止された全国大会の代替として開催される奈良県大会を支援 ○オンラインを活用した芸術文化活動の取組に対し補助 ※美術作品等に接する機会を提供するため、県立美術館の展覧会の講演会等を動画配信サイト（YouTube）にて公開
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校への保健衛生用品（マスクや消毒液等）の配付及び購入支援 ○県立学校臨時休業期間中の学校給食費用食材キャンセル料負担 ○子供SOSダイヤル（24時間対応）教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応 ○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談 ・主事による心のケアへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校への保健衛生用品（マスクや消毒液等）の配付及び購入支援 ○県立学校臨時休業期間中の学校給食費用食材キャンセル料負担 ○子供SOSダイヤル（24時間対応）教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応 ○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談主事による心のケアへの対応 ○県立学校において家庭学習の導入に向けたオンライン学習支援サービスの導入 ○各学校のWebページにタブレット付き閲覧制限を設置し、家庭での連絡等で活用 ○GIGAスクール構想による県立中学校・特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒のPC端末の整備前倒し ○高等学校生徒1人1台PC端末の整備（12月未完了予定） ○県立中学校生徒1人1台PC端末の整備（9月1日完了） ○県立高等学校・特別支援学校の教員及び生徒の「Microsoft 365 for Education」ソフトの作成 ○県立中学校の全教員・生徒に「G suite for Education」のソフト発行 ○各県立学校にWebカメラ、マイク等、配用周辺機器の整備 ○臨時休業中にオンライン学習ができるよう、インターネット環境未整備の家庭に貸与する機器を準備（通信料は県負担） ○県立高等学校・特別支援学校でのオンラインによる同時双方向型授業実施のための体制づくり ○臨時休業時のオンライン学習の技術的支援を行うサポートカーの派遣 ○授業動画の配信やリモート学習指導の開始 ○特別支援学校の児童生徒のための出入力支援装置（点字、視線入力装置等）の整備 ○低所得者を対象に家庭におけるオンライン学習を支援するための通信費を支給 ○県立図書館における消毒液の整備、受付でのアルコール設置及び体温計の購入 ○県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアルコール設置及び体温計の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校への保健衛生用品（マスクや消毒液等）の配付及び購入支援 ○県立学校臨時休業期間中の学校給食費用食材キャンセル料負担 ○子供SOSダイヤル（24時間対応）教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応 ○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談主事による心のケアへの対応 ○県立学校において家庭学習の導入に向けたオンライン学習支援サービスの導入 ○各学校のWebページにタブレット付き閲覧制限を設置し、家庭での連絡等で活用 ○GIGAスクール構想による県立中学校・特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒のPC端末の整備前倒し ○高等学校生徒1人1台PC端末の整備（12月未完了予定） ○県立中学校生徒1人1台PC端末の整備（9月1日完了） ○県立高等学校・特別支援学校の教員及び生徒の「Microsoft 365 for Education」ソフトの作成 ○県立中学校の全教員・生徒に「G suite for Education」のソフト発行 ○各県立学校にWebカメラ、マイク等、配用周辺機器の整備 ○臨時休業中にオンライン学習ができるよう、インターネット環境未整備の家庭に貸与する機器を準備（通信料は県負担） ○県立高等学校・特別支援学校でのオンラインによる同時双方向型授業実施のための体制づくり ○臨時休業時のオンライン学習の技術的支援を行うサポートカーの派遣 ○授業動画の配信やリモート学習指導の開始 ○特別支援学校の児童生徒のための出入力支援装置（点字、視線入力装置等）の整備 ○低所得者を対象に家庭におけるオンライン学習を支援するための通信費を支給 ○県立図書館における消毒液の整備、受付でのアルコール設置及び体温計の購入 ○県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアルコール設置及び体温計の購入

団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
徳島県	<p>○私立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等</p> <p>○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び購入支援</p> <p>○特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等「休む」の利用者負担増加分を支援</p> <p>○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援</p> <p>・食材の有効活用を促進する経費への補助</p> <p>・学校給食用牛乳、米飯、牛乳、デザート類の供給体制を維持する経費への補助</p> <p>○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化</p> <p>○県立学校における緊急連絡網環境整備</p> <p>・生徒の安全確認、日々の体調確認</p> <p>○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等</p> <p>○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助</p> <p>○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助</p> <p>○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自流水栓に改修</p> <p>○特別支援学校において、幼児児童生徒の障がい特性に応じた感染対策や過密対策など、「新しい生活様式」を実践するための機器（アルコール消毒液）等を購入</p> <p>○私立学校再開に伴う学校における感染症対策の強化に係る支援</p> <p>○私立学校再開に伴う学校における追加的人員配置に係る支援</p> <p>○児童生徒の体力・競技力向上のためインストラクターを派遣</p> <p>○県立学校生のための臨時通学バスの運行</p> <p>○県立学校において「新しい生活様式」に対応した空調整備</p> <p>・普通教室に可搬式空調（スポットクーラー）を整備</p> <p>・普通教室に空調を整備（普通教室空調設置率100%とする）</p> <p>・空調モデル創出事業（体育館、特別教室）</p> <p>○臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員を配置</p> <p>○感染対策のために教員の負担増となる業務をサポートするため、スクールサポートスタッフを追加配置（準備中）</p>	<p>○臨時休業中における児童生徒の家庭学習をサポートするための動画の作成・配信、ケーブルテレビ放送</p> <p>○手作りマスクの動画の作成・配信</p> <p>○HPからダウンロードできる独自教材プリントの活用</p> <p>○ウェブ会議システムの無料アカウントを取得し、各県立学校に必要なアカウントを配付</p> <p>○無料の教育ソフト、サービスに各県立学校用アカウントを作成し配布</p> <p>○県立学校及び市町村立小中学校を対象としたインターネットを活用した児童生徒の学習支援するツール事業を実施</p> <p>○県立学校の教員がワークでできる環境構築</p> <p>○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備</p> <p>○各学校創意工夫による学習支援のための「学校裁量枠」の創設</p> <p>○障がいのある児童生徒の家庭や福祉施設におけるオンライン学習支援の充実を図るため、「自律型学習教材」や「読み教材」をeラーニングコンテンツとしてデジタル化</p> <p>○徳島県GIGAスクール構想として、公立の小学校・中学校・高等学校、及び特別支援学校の児童生徒に1人1台端末を配備し、学習環境を整備</p> <p>○学校・通信台端末の整備</p> <p>○私立高校、私立専修学校（高等課程）が実施する1人1台端末の整備に係る経費に対する補助</p>	<p>○県立文化施設等において、マスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品を整備</p> <p>○タブレット等を活用した県外のプロ演奏家から県内アマチュア演奏者へのオンライン演奏指導の実施</p> <p>○「あわ文化」に係るVR動画等デジタルコンテンツの作成し、情報発信</p> <p>○県立学校の文化部活動をオンライン指導により実施</p> <p>○部活動全国大会の代替地方大会開催支援</p> <p>○Web環境を活用した障がい者スポーツ・芸術文化支援</p> <p>・パラスポーツ実施支援動画の作成</p> <p>・オンライン大会の芸術教室の実施</p> <p>※県立図書館における電子書籍コンテンツの拡充等、ICT活用サービスの向上</p>
鳥取県	<p>○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置</p> <p>○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクリーンを増設</p> <p>○県立図書館に書籍消毒器を整備</p> <p>○放課後児童クラブに追加で生じる費用等について支援</p> <p>○利用料の減免を行った場合に生じる費用等について支援</p> <p>○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催</p> <p>○放課後等「休む」で追加的に生じたサービスに係る県負担金の増額、利用者負担の免除を行う市町村に補助</p> <p>○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等「休む」事業所等が福祉センターを利用する機会にクーポンの配付を行う事業に補助</p> <p>○子ども居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援</p> <p>○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者の仕事を代行する事業に補助</p> <p>○子ども世話をするために事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100円/人/日）</p> <p>○私立中学校・高等学校が行う感染症予防対策及び家庭学習に必要な教材の購入等、学習保障の取組への経費支援</p> <p>○私立専修学校が行う感染症予防対策及び学習保障の取組への経費支援</p> <p>○私立中学校・高等学校が行う学校寮及び部活動における感染防止対策への経費支援</p> <p>○アレルギー、各種学校等が行う感染症予防対策の取組への経費支援</p> <p>○新型コロナウイルスの影響により、公私立中学校・高等学校が修学旅行等を行う場合、県内宿泊又は県内や近県日帰りに変更して実施する場合の経費支援</p> <p>○市立学校園におけるマスク・消毒液等の確保</p> <p>○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援</p> <p>○LINEによる相談窓口の開設</p> <p>○こども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応</p> <p>○希望制による「学習相談・面談」の実施</p> <p>○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ポスト」の設置</p> <p>○学校再開に伴う学習保障のための人的体制整備</p> <p>○市立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備</p> <p>○大学における学生支援強化特別支援事業</p> <p>○子ども食堂等との連携による子ども見守り強化</p>	<p>○学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi機器の貸与や回線の増強を実施</p> <p>○遠隔教育等で使用するeラーニング教材のアカウント取得・活用に係る市町村への補助</p> <p>○GIGAスクール構想により児童生徒の1人1台端末の運用開始に伴い、当該端末を授業等で円滑に使用できるようにするために、高速通信ネットワークへの接続を行うための環境を整備</p>	<p>○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形態での文化芸術活動を支援</p> <p>○新型コロナウイルスの影響で中止となった高等学校の各種スポーツ・文化大会の代替大会の開催を支援</p>
京都市	<p>○市立学校園におけるマスク・消毒液等の確保</p> <p>○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援</p> <p>○LINEによる相談窓口の開設</p> <p>○こども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応</p> <p>○希望制による「学習相談・面談」の実施</p> <p>○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ポスト」の設置</p> <p>○学校再開に伴う学習保障のための人的体制整備</p> <p>○市立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備</p> <p>○大学における学生支援強化特別支援事業</p> <p>○子ども食堂等との連携による子ども見守り強化</p>	<p>○京都放送、京都新聞と連携した「京都・学びプロジェクト」(動画配信等)</p> <p>○GIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワークの増強</p> <p>○ホームページを活用した家庭学習課題等の発信</p> <p>○運動遊びや読み聞かせ等に活用できるDVDの作成</p> <p>○家庭学習支援及びオンライン教職員研修実施のための環境整備（7月市会提案）</p> <p>○市立芸術大学における感染拡大防止対策</p>	<p>○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設</p> <p>・発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、現下の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動(企画・制作・実施・イベント等)募集し、審査のうえ奨励金(上限30万円)を交付</p> <p>○京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、京都市に居住又は活動拠点を待つ文化芸術関係者に向けてのニーズを明らかにするために実施活動の再開や特約に向けてのニーズを明らかにするために実施</p> <p>○京都市文化芸術総合支援パッケージ</p> <p>・表現方法や鑑賞スタイルの変革が求められていく文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施</p> <p>○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金</p> <p>・施設使用料等補助として、適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助</p> <p>・感染拡大防止等経費補助として、実施芸術や映画撮影など、複数人で製作する文化芸術活動に対して、業種別予算枠等に基づく感染拡大防止等経費を補助</p>
大阪市	<p>○令和2年度の学校給食費の無償化</p> <p>○SNSを活用した児童生徒相談拡充</p> <p>○「学びの保障」実施に向けた体制整備として、非常勤講師、学力向上支援チーム、スクリーンスタアを追加配置</p> <p>○感染拡大防止のため修学旅行等がキャンセルとなった場合、保護者の経済的負担軽減のため公費による補償を実施</p>	<p>○動画配信サイト(YouTube)を活用した学習動画の配信</p> <p>○テレビ大阪と連携し、学習動画をサブチャンネルで放映</p> <p>○NPO法人の学習動画制作を活用</p> <p>○全児童生徒に学習用端末未届の解消</p> <p>○就学援助世帯でWi-Fi環境が整っていない家庭に、モバイルルーターを貸出し通信使用料を負担</p> <p>○ウェブ学習の円滑実施のため、Webカメラなどの通信装置を整備</p> <p>※市立大学における遠隔授業実施に係る環境整備</p>	<p>○堺市文化芸術応援企画(フェニチエ界でリスタート)</p> <p>・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリストアップした場として、昨年度グラウンドオーディオンプラットフォームフェニチエ界を提議(学生：施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額)</p> <p>○大阪府高等学校軟式野球大会及び大阪府高等学校野球大会(硬式)の開催を支援。</p>
堺市	<p>○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</p> <p>○市立学校園の臨時休業期間中における学校給食費(食料費等)を負担</p> <p>○児童生徒等及び保護者の方々の心のケアとして、高等学校、中学校、一部の小学校にスクールカウンセラーを配置</p> <p>○市立学校園の臨時休業措置期間における最前線の確認(心のケア等)</p> <p>○夏季休業期間等を短縮し、臨時休業措置期間の授業時数を確保</p> <p>○学校再開に伴う市立学校園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</p> <p>○感染防止対策の一環として、学校トイレ清掃を委託</p> <p>○保護者の経済的負担を軽減するため、8月から10月までの学校給食費を無償化</p> <p>○学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や学習指導員等を追加配置</p> <p>○休校中の家庭学習環境の確保</p> <p>・ICT環境が整っていない家庭へのパソコン、Wi-Fiルーターを無償貸与</p> <p>○臨時休業期間中における子育て支援の負担軽減</p> <p>・放課後等「休む」・放課後児童クラブの時間延長にかかると通常の補助及び利用料減免</p> <p>○学校給食休止に伴う食料事業者等への補償</p> <p>○子どもたちの学習を支えるため、全小中学校に学習指導員とスクールサポートスタッフを追加配置</p> <p>○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援</p> <p>・食品送料による食費の影響・ICTを活用した学習支援</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により学生支援に取り組む市内大生等へ、ふるさと納税を活用して助成</p>	<p>○市立大学に、自宅学習に向けた小・中学生対象の学習本を電子書籍で貸出し、教材等に掲載し、家庭学習を支援</p> <p>○各小中学校のHPから教科書に準拠した授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援</p> <p>○J:COMと連携し、授業動画をケーブルテレビで放映</p> <p>○市立小中学校等に通うすべての児童(約64,000人)のノートパソコンを年内に整備</p> <p>○家庭学習が可能となるようモバイルWi-Fiルーターを各家庭に貸与</p> <p>○学校におけるICT環境整備を進めるため、「GIGAスクールポーター」を学校に新たに配置</p>	<p>○堺市文化芸術応援企画(フェニチエ界でリスタート)</p> <p>・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリストアップした場として、昨年度グラウンドオーディオンプラットフォームフェニチエ界を提議(学生：施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額)</p> <p>○大阪府高等学校軟式野球大会及び大阪府高等学校野球大会(硬式)の開催を支援。</p>
神戸市	<p>○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</p> <p>○市立学校園の臨時休業期間中における学校給食費(食料費等)を負担</p> <p>○児童生徒等及び保護者の方々の心のケアとして、高等学校、中学校、一部の小学校にスクールカウンセラーを配置</p> <p>○市立学校園の臨時休業措置期間における最前線の確認(心のケア等)</p> <p>○夏季休業期間等を短縮し、臨時休業措置期間の授業時数を確保</p> <p>○学校再開に伴う市立学校園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</p> <p>○感染防止対策の一環として、学校トイレ清掃を委託</p> <p>○保護者の経済的負担を軽減するため、8月から10月までの学校給食費を無償化</p> <p>○学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や学習指導員等を追加配置</p> <p>○休校中の家庭学習環境の確保</p> <p>・ICT環境が整っていない家庭へのパソコン、Wi-Fiルーターを無償貸与</p> <p>○臨時休業期間中における子育て支援の負担軽減</p> <p>・放課後等「休む」・放課後児童クラブの時間延長にかかると通常の補助及び利用料減免</p> <p>○学校給食休止に伴う食料事業者等への補償</p> <p>○子どもたちの学習を支えるため、全小中学校に学習指導員とスクールサポートスタッフを追加配置</p> <p>○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援</p> <p>・食品送料による食費の影響・ICTを活用した学習支援</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により学生支援に取り組む市内大生等へ、ふるさと納税を活用して助成</p>	<p>○堺市文化芸術応援企画(フェニチエ界でリスタート)</p> <p>・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリストアップした場として、昨年度グラウンドオーディオンプラットフォームフェニチエ界を提議(学生：施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額)</p> <p>○大阪府高等学校軟式野球大会及び大阪府高等学校野球大会(硬式)の開催を支援。</p>	<p>○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業</p> <p>・アーティストやプロダクトの新たな取り組みに係る経費を補助(上限10万円/人、上限75万円/施設)</p> <p>・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助(上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協同)</p> <p>・神戸山田自動車道でのソフトライク事業の実施</p> <p>・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施</p>

3 社会・福祉対策

※今回追加

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> マスク等の衛生用品を一括購入し社会福祉施設へ配布 社会福祉施設等のマスク等の衛生用品の購入・消費等にかかる費用を補助 多床室の個室化改修施設等による自宅訪問など代替サービス提供に伴うかか増し経費を補助 地域活動支援センター等における支援員の増員や消毒液の購入等の経費を補助 介護福祉士養成施設等のマスク等の衛生用品購入にかかるとる支援の拡充 介護福祉士養成施設等における感染拡大防止対策 介護サービス事業所等における感染拡大防止対策および利用再開を支援するとともに、介護施設・事業所に勤務する職員に対して慰労金を支給 介護施設・事業所にかかるとる経費を補助 障害児者へ訪問入浴サービス等を提供する際の感染症対策に係る経費を補助 障害福祉サービスへの再開に向けた支援 就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用を支援 新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する 新型コロナウイルス感染症対策に関する経費を支援 感染発生時に発生した介護施設等における感染拡大防止対策 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の整備を支援 多床室の個室化改修・換気装置等の設置・消毒液等の購入補助(介護施設、障害者支援施設、児童養護施設) 通所サービスの提供やサービスの形態の確保 社会福祉施設等の感染拡大防止対策支援 感染発生時に使用した簡易居室の整備支援 介護福祉士養成施設等における感染拡大防止対策支援 障害児者へ訪問入浴サービス等を提供する際の感染症対策に係る経費を支援 感染者が多数発生している地域等に立地する医療機関や高齢者施設等に勤務する職員、入院・入所者に対するPCR検査の実施 児童養護施設等における感染症対策支援 	<ul style="list-style-type: none"> Web環境を活用した障害者サポート・文化芸術・ネット運動会や「京都」としておきの芸術祭」のWeb開催を実施 障害者雇用サポート強化事業 障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化 障害福祉事業所におけるICT導入等支援 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金の貸付原資の積増し 収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒への高校生等奨学金給付金の給付、県立高等学校等授業料の減免 住宅確保給付金の支給 県営住宅への一時的な受け入れ 県税の納税等の猶予 家族の入院等により在宅での生活が困難になったことなどを家族と同じ医療機関へ一時保護委託、または滋賀県青年会館での一時保護を行う 障害児者の家族が感染する等、従来の障害福祉サービスで障害児者の生活が維持できなくなった場合に、必要な支援者や一時的な生活の確保等の支援を行う 家族の入院等により在宅生活が困難になった要介護高齢者に対して、必要なサービスを提供する。 自殺防止に関する相談体制等の強化 子ども食堂の感染拡大防止を支援し、活動団体に物資が迅速に届くようにするため県社協の体制を拡充 アンケートを実施し、子どもための新しい行動様式「すまいる・あくしょん」を算定 児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付 ひとり親家庭や児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、SNSを活用した相談窓口を設置 生活困窮に陥っているひとり親家庭等を支援する県社協の事業へ補助 子ども家庭相談センターのテレビ電話・SNSでの相談体制充実 家計急変世帯の県立大学大学院生に対する授業料減免 生活福祉資金の貸付原資の積増し 家計急変世帯に対する高校生奨学金給付金の支給 家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除 家計急変世帯の専門学校生に対する授業料減免等 府税の納税等の猶予 自殺防止のひとり親世帯への臨時特別給付金支給 低所得者のひとり親家庭等に対する学習支援 ひとり親家庭に対し図書カードを配布 対象児童に対し図書カードの検討 児童虐待防止強化対策の検討
京都府	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等への衛生用品等の配布 感染が疑われる原重を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助 ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布を行う市町村へ補助 SNS(LINE)を活用した相談体制の整備、好事記者会見における手話通訳の導入 緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援 地域保健介護総合センターを活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布 介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助 社会福祉施設等応援職員への派遣旅費等の補助 社会福祉施設職員向けの感染症対策研修の実施及び動画配信 	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所等におけるテレワーク導入支援 介護事業所に対する介護ロボット機器購入補助の拡充 介護事業所に対するICT導入支援の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 住居確保給付金の支給 外出自粛の長期化による児童虐待の増加やDV被害者等への相談支援体制の強化 保護者が新型コロナウイルスに感染し、保護者又は代替者による養育ができていない児童を府が一時預かり施設において、一時保護を実施 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住宅の退去を余儀なくされる方に対し、府営住宅を提供 府営住宅入居者の家賃の減免等 生活福祉資金の貸付原資の積増し 外出自粛の長期化によるDV被害者等への精神療養支援
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等への衛生用品等の配布 感染が疑われる原重を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助 ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布を行う市町村へ補助 SNS(LINE)を活用した相談体制の整備、好事記者会見における手話通訳の導入 緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援 地域保健介護総合センターを活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布 介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助 社会福祉施設等応援職員への派遣旅費等の補助 社会福祉施設職員向けの感染症対策研修の実施及び動画配信 	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所等におけるテレワーク導入支援 介護事業所に対する介護ロボット機器購入補助の拡充 介護事業所に対するICT導入支援の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料(税)の減免措置、傷病手当金の支給 住居確保給付金の拡充 収入激減、世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施 家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免 経済問題や職域における心の悩相談体制の強化 感染防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(119相談用のダイヤリット端末購入) 緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充 新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の強化 新生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化 ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 児童の食安全確保のための支給 子ども食堂の感染拡大防止支援 家計が急変した家庭の生徒に授業料の減免を行う専修学校に補助
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> マスク等の購入等や個室化改修経費の補助 施設への簡易陰圧装置等整備経費補助 訪問サービス提供に伴うかか増し経費等の補助 社会福祉施設等応援職員への派遣旅費等の補助 介護施設等に対する介護ロボット等導入支援の拡充 在宅障害者等に対する安全確認等の経費支援 障害児相談支援従業者養成研修等の映像化、分割開催措置の支援 地域活動支援センター等の障害者受入体制の強化 就労支援員追加配属・生産活動支援員の配置、事業所・商品の販売強化(配送料無料化等) 複合災害に備えた避難所の体制強化 訪問入浴サービスの感の日常生活支援サービス提供体制の強化 社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援 在宅高齢者・障害者を一時的受入体制の整備(単従職員配置のかり増し分補助) 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所におけるタブレット端末、見守りロボット等の導入の支援 障害福祉サービスにおけるテレワーク等の導入支援 タブレット端末、専用VR機器の導入補助 聴覚障害者の遠隔手話サービス実施のためのシミュレーション 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料(税)の減免措置、傷病手当金の支給 住居確保給付金の拡充 収入激減、世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施 家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免 経済問題や職域における心の悩相談体制の強化 感染防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(119相談用のダイヤリット端末購入) 緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充 新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の強化 新生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化 ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 児童の食安全確保のための支給 子ども食堂の感染拡大防止支援 家計が急変した家庭の生徒に授業料の減免を行う専修学校に補助
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施設、障害者福祉施設、救護施設の多床室等の個室化改修に対し補助 認可外保育施設、児童養護施設等のマスクや消毒液等の購入経費に対し補助 児童養護施設等の多床室の個室化改修に対する補助 介護福祉士養成施設等における感染拡大防止のための支援体制を強化 支援施設等・高齢者福祉施設等へのマスク、消毒液の配付 知事記者会見における手話通訳の導入 吸引等支援従事者研修、サービス管理責任者等研修及びたん子育てを支援する市町村のファミリーサポートセンター事業の登録委員会に対し、感染拡大防止のための研修を実施 保育所・幼稚園・児童養護施設等がマスクや消毒等を購入する費用等に対し補助 医療機関及び福祉施設における感染拡大防止のための支援体制を強化 福祉施設職員のための相談窓口の開設 臨床心理士、精神保健福祉士等による電話相談等 新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する福祉施設に対し補助 保育所や児童養護施設等の職員へのマスクや感染防止対策の相談・支援体制を整備 高齢者福祉施設、障害者支援施設等における簡易陰圧装置や換気設備の整備に対する補助 福祉施設における感染症対策のための物品の購入や多機能型簡易居室設置等に対する補助 福祉施設における感染症患者の発生等に備え、県において、マスクや消毒液等を備蓄 居宅系の介護サービスや障害福祉サービス等利用再開を支援 福祉施設にて利用者として接する従事者等に慰労金給付 感染拡大やマスクの発生を防止するための注意事項について、県民、社会福祉施設、企業等へ啓発「奈良県版マスク注意事例集」・啓発カードの作成等 社会福祉施設等におけるマスクの発生を防止するための福祉施設等によるチームによる実地指導等の支援を実施 専門家で構成するチームによる実地指導等の支援を実施 拡大時に施設職員を対象とした一斉・定期的な検査を実施 介護施設等が大規模修繕に併せて実施する介護ロボットICTの導入に対し補助 特別養護老人ホーム併設ショートステイ多床室の個室化改修に対し補助 高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等へのマスクの配布 高齢者施設・事業者、障害児入所施設等へのマスクの配布 障害者就労支援施設で作成した布マスクを県が購入し、障害児入所施設に配布 地元企業から寄贈を受けたマスクを受けたいという、通常の介護サービスでは想定されなにかかり増し経費等を支援 必要ない介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスでは想定されなにかかり増し経費等を支援 多床室の個室化に要する費用を支援 介護福祉施設等における感染症対策研修の実施 各施設・事業所等における感染対策徹底支援 在宅障害福祉サービス事業所による利用者への再開支援の助成 高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等に非常時に緊急に供給するための衛生用品を県で備蓄 企業から寄贈を受けた非接触型赤外線体温計について、県が購入した分と併せて児童福祉施設等に配布 	<ul style="list-style-type: none"> 就労系障害福祉事業所のテレワーク導入に要する経費に対し補助 聴覚障害者に対する遠隔手話サービスの実施 障害福祉サービス事業所におけるテレワーク導入や、感染拡大防止・生産性向上のためのICT導入等に要する経費に対し補助 売促進等に取り組む就労系障害福祉事業所に専門家を派遣、県の共同受注窓口を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金の貸付原資の積増し 生活困窮者居居確保給付金の拡充 生活困窮世帯の子どもの学習支援教室へのマスク、消毒液の配付 収入激減、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付 離職者等への県営住宅の一時的な提供(6月補正予算により提供戸数を追加) 地域で子育てを支えることなども食堂が、家庭を訪問して弁当を届けるなど新たな活動を行うことへの支援 外出自粛時の子育ての不安や負担感を軽減するための相談窓口の開設 ひとり親家庭や児童虐待・DV被害者等のためのワンポイントによる相談や情報発信を強化する市町村の取組を支援 訪問入浴サービスの利用促進に取り組む市町村へ補助 在宅生活からの職場復帰や離職した障害者等の再就職のため、障害者就業・生活支援センターにおいて、ワンポイントによる相談体制等を整備 失業や休業等による自殺を未然に防止するため、電話相談等による支援を実施 家計が急変した世帯の児童生徒・学生に対する授業料減免を行う私立学校・公立大学等に対し補助 児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付 離職や休業等に伴う収入減少等による生活困窮者に対する家賃相当の給付金、入居支援や入居後の居住支援を実施 生活困窮者等へのワンポイントによる相談体制等を整備 消費者相談に迅速に対応するため、消費生活センターのワンポイントによる相談体制等を整備 生活困窮者への効果的な方策を検討するため、実態調査を実施 在宅生活を強いられている障害者の安全確認等に要する経費に対し補助 子ども食堂における県産牛肉等の購入に対し補助 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した私立専門学校等の生徒の修学を支援 就職氷河期世代の就職を促進するためのセミナー開催 生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額 住居確保給付金の支給 県税の納税等の猶予 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対する県内公営住宅の提供 家計急変世帯へ県立高等学校等の授業料の減免 家計急変世帯に対する高校生等奨学金給付金の支給 自殺防止のための相談の実施 低所得のひとり親世帯に臨時特別給付金を支給 新型コロナウイルス感染症対応従事者へ慰労金の支給(国制度) 児童養護施設等に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給(県単独制度)
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉分野生産性向上推進 障害者支援施設におけるロボット等(見守りセンサー等)の導入支援 就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活用した遠隔指導の実施を支援 タブレット端末を活用した遠隔手話サービス等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉分野生産性向上推進 障害者支援施設におけるロボット等(見守りセンサー等)の導入支援 就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活用した遠隔指導の実施を支援 タブレット端末を活用した遠隔手話サービス等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額 住居確保給付金の支給 県税の納税等の猶予 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対する県内公営住宅の提供 家計急変世帯へ県立高等学校等の授業料の減免 家計急変世帯に対する高校生等奨学金給付金の支給 自殺防止のための相談の実施 低所得のひとり親世帯に臨時特別給付金を支給 新型コロナウイルス感染症対応従事者へ慰労金の支給(国制度) 児童養護施設等に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給(県単独制度)

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等におけるマスクの着用や、県産マスクの購入や、手指消毒用アルコールの配布 高齢者、障がい者が配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発(TVCM、新聞・HP掲載、県民交流クラブでの放映) 在宅生活を強いられている障がい者等が不安確認、相談受付や情報提供等による支援 障がい者福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援 通所サービス事業所に対する代替サービスの提供や他事業所との連携による経費支援 LINEを活用した「徳島県・新型コロナ対策ホットライン」を開発 「生活不活発」予防について、この情報発信・ホームページ掲載による予防、イベントの周知啓発、You Tube等を活用した運動方法・口腔・栄養・社会とのつながり紹介 児童養護施設、認可外保育施設等におけるマスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品等の整備や補助 児童養護施設等の個室化等改修経費を支援 児童養護施設等のインターネット等環境整備を支援 児童養護施設等における業務負担軽減に対し、補助者の雇用による体制強化を支援 児童養護施設等に対する ICT 及び介護ロボット等導入支援 介護施設に対する多床室の個室化、陰圧・換気設備等の整備に要する経費支援 社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援 施設長会議を開催し、感染予防対策の再配底を依頼 専門家の意見を踏まえた感染拡大防止チェックリストの配付及び巡回指導 ※介護・障がい福祉施設における発生対応訓練の実施及び相互応援体制の構築 ※在宅障がい者等の一時保護施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 法定研修を映像化等により遠隔実施するた めに必要な経費支援 聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病院への受診する際に遠隔手話サービスを利用できるよう、タブレット端末を配置 就業移行支援事業所のテレワークシステム の導入を支援 オンライン面会の実施に必要な機器整備を助成 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金の貸付原資の追加助成 収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施 宿泊施設帰省者受入れ支援事業 ・特定警戒都道府県からやむを得ず帰省せざるを得ない本県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保 ○県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空き室提供、市町村住宅の家賃減額支援 ○住居確保給付金の支給 ○保育所や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣 ○ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもの相談を受けける寄り添い支援
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育施設、児童養護施設、児童相談所一時保護所等に必要ない健康衛生用品を整備 県民のマスク購入機会を確保するための仕組みを県内流通事業者や小売事業者と連携して構築 障がい者支援施設等の居室個室化への改修経費支援 ○介護ロボット等の導入、ICT化支援 ○通所サービス事業所(障がい福祉分野)の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじり経費を支援 ○相談支援専門員等が在宅生活とつながる障がい者等の安否確認を行う費用を市町村に補助 ○通所系介護サービス事業所の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじり経費を支援 ○緊急配布用個人防護具等の購入 ○マスク、消毒液などの衛生用品等を購入、備蓄確保、配布 ○避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策 ○新型コロナウイルスの第2波の探知、リスク評価、対策立案のための発生動向調査、データ分析等 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉分野におけるサービス継続支援 就労系障害福祉サービス事業所及び児童養護施設等に対するテレワーク導入支援及び ICT 導入のテレワーク事業に要する経費を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂を実施する民間団体等に対して、コロナ対策で会費変更等の経費を追加で補助 ○非課税世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付 ○家計急変により授業料の支払いが困難になった者に対して、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合、補助 ○家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等無償化(減免)経費を大学へ交付 ○生活困窮者自立支援制度に基づき、離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給 ○外出自粛等により困り事が生じている県民を支援するボランティア活動に対し助成
京都市	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等に対する衛生物資の支援 ・医療機関や社会福祉施設等の多床室の個室化支援等 ○社会福祉施設の施設等内の消毒に要する経費助成 ○通所サービス事業所の利用者の居室訪問など、特別な形でサービスを提供する取組を支援 ・医療機関、社会福祉施設への「支え合い支援金」の創設 ・コロナにおいて、市民生活を維持するために医療・福祉を提供いただいた施設に対する感謝の意を示し、また、市民社会においても民間にだけではない支援を支給 ※新型コロナウイルス感染症の治療等に従事する医療機関に対する支援金の支給 ・帰国者・接触者外来医療機関又は入院患者を受け入れた医療機関に対して、医療物資の確保や衛生物資の購入等を幅広く支援する支援金を支給 ○指定避難所等での感染拡大予防対策 ○マスク社会での安心安全な社会福祉施設の環境整備 ・介護保険・障害者福祉施設等における Wi-Fi 環境整備 ○介護保険施設等における見守りセンサー導入支援 ○医療機関や社会福祉施設等での感染対策の周知啓発 ・動画配信による予防啓発、専門家による感染防御法の現地指導 ○区役所・支所(保健福祉センター)での健診業務等における感染症対策 ○区役所・支所(保健福祉センター)窓口の混雑解消 ○救急活動における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため感感染防止用器材の備蓄量を増強 ○オンラインでの子育て相談支援・連携体制強化事業 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援 障がい福祉分野の ICT 導入モデル事業に要する経費を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金の創設(国民健康保険事業) ○特別定額給付金(仮称)の支給 ○簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付 ○子育て世帯への臨時特別給付金の支給 ○国民健康保険料・介護保険料の減免 ○公営住宅等入居者の家賃の徴収猶予・減免等 ○市営住宅の提供 ○全ての保護者が感染した場合の子どもの受入れ ○新型コロナウイルス感染症の影響等により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供 ○生活困窮者等への支援の拡充 ○住居確保給付金の支援対象の拡充等 ○生活困窮者等に対する相談支援体制等の充実 ○自殺防止に関する相談体制等の強化 ○ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給 ○児童養護施設等を退所されて間もない方への支援 ○特別定額給付金事業実施に伴う配偶者暴力被害者等への相談支援体制の強化
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者支援施設や保護施設等で使用するマスク・消毒液等の確保 ○老人福祉施設等での個室化促進改修費等補助金の創設 ○障がい福祉サービス事業所や介護サービス事業所等の事業継続に向けた支援 ○生活困窮者の一時宿泊施設内における3密状態の緩和及び受入れ態を確保するためホテル等の借り上げ ○障がい福祉分野におけるロボット等導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援 障がい福祉分野の ICT 導入モデル事業に要する経費を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 解雇された派遣社員等への市営住宅の提供 ○市営住宅入居者の家賃の減免等 ○住居確保給付金の支給対象者の拡充 ○(公財)大阪国際交流センター「外国人のための相談窓口」において新型コロナウイルス感染症に関する専門相談を強化 ○国民健康保険加入者への傷病手当金の創設 ○国民健康保険・介護保険料の減免措置 ○保育施設等の家庭保育協力期間における保育料の軽減 ○水道料金・下水道使用料の基本料金全額減免(7月～9月) ※DV等相談支援体制強化事業(DVメール相談)の実施 ○国民健康保険料の減免措置・傷病手当金の支給 ○住居確保給付金の対象 ○介護保険給付金の対象拡大に伴う体制強化等 ○新型コロナウイルスによる失業等により、経済的な理由によって学資の支弁が困難であるとき、市立高等学校授業料の免除等の相談対応 ○新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助 ○新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業 ○介護者が感染した場合の要介護者等(高齢者・障害者)への支援 ○SNSを活用した児童虐待防止相談の実施 ※ひとり親世帯等を対象にファミリーナシチャイルドプランナーによる無料家計相談を実施 ※令和4年4月28日～12月31日生まれの新生児1人につき5万円を給付
堺市	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等事業所におけるマスクや消毒液等の購入経費補助(令和2年度は市が購入した衛生用品を配布) ○障害福祉サービス事業所等、家庭における人工呼吸器装着者等医療的ケアを必要とする者への手指消毒液の配布 ○国通知を受け、障害福祉サービス事業所が特別な形でサービスを提供する取組を支援 ○介護保険施設、障害者支援施設、児童養護施設に対して、デジタル面会のためのタブレット端末の貸出し ○介護保険施設等での多床室の個室化整備補助 ○介護保険施設等での感染症発生の際の洗浄・消毒経費補助 ○介護保険施設等での感染対策方向上支援事業 ○簡易陰圧装置を設置する介護・障害者施設等への補助 ○介護・障害福祉サービス事業所における「かかり増し経費」に対する補助 ○障害者等在宅介護する者等が感染症の感染により介護できなくなった場合に、障害者等本人が引き続き介護を受けることができる仕組みを構築 ○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助 ○児童養護施設等に対するマスクや消毒液等の購入に要する経費を補助 ○児童養護施設等における「かかり増し経費」に対する補助 ○感染が疑われる児童を分離するために居室化等の対応を行う児童養護施設等に補助等 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援 ・タブレット端末等の導入補助(令和2年度も実施) ○障害者支援施設に対して、デジタル面会のためタブレット端末の貸出し ○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助 	<ul style="list-style-type: none"> DV相談体制の強化し、相談体制を24時間化 ○低所得のひとり親世帯への給付 ・児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対して5万円(第2子以降3万円加算)を給付 ・収入が大幅に減少する世帯へ追加で5万円を給付 ○生活困窮者に対する住居確保給付金の給付 ○国民健康保険料・介護保険料の減免 ○ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保 ○市内大学生等への支援 ○地域活動への参加を促す活動支援や看護大学、外国語大学、高等専門学校授業料・入学金の減免拡充 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援(再掲) ・食品送付による昼食支援、ICTを活用した学習支援 ○困っている市民に対し「応援したいこと」を募集し、協力者探し等具体的な支援につなげるプラットフォームを運営
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者へサービスを提供する事業者の衛生用品確保費用を助成(20万円/1か所) ○高齢者・障害者施設におけるリモート面会の必要機器購入費補助(上限5万円/補助率1/2) ○施設整備サービス提供に支障が生じた場合、他の施設等から調達した機器をリース提供し、費用を削減する措置 ○つなぐ「マスク派遣」プロジェクトの実施 ・マスクの寄付を募り、必要としている施設に配布 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障害者施設におけるリモート面会の必要機器購入費補助(上限5万円/補助率1/2)(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金の貸付原資の追加助成 ○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施 ○宿泊施設帰省者受入れ支援事業 ・特定警戒都道府県からやむを得ず帰省せざるを得ない本県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保 ○県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空き室提供、市町村住宅の家賃減額支援 ○住居確保給付金の支給 ○保育所や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣 ○ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもの相談を受けける寄り添い支援

4 収束後の地域活性化対策

※今回追加

団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> 観光関連産業、物産事業者等に対する支援 県内観光施設等で使用できるクーポンガイドブック付きの旅行プランを作成・販売 国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施 平日宿泊補助の拡充を通じて観光閑散期の稼働率の向上、観光需要の平準化 〇ビワイチの体験機会拡大 ・県民の屋外活動が解禁された機会をとらえ、レンタサイクル料金に補助することにより、「ビワイチ」ピクニックの旅の体験機会の拡大を図る。 ・スポーツツーリズムの自転車を利用する場合のレンタサイクル料金への補助 〇観光バスを活用した団体旅行の支援 ・県内観光バスを活用し、かつ遊覧船等の観光交通手段を組み込んだ団体旅行プランの作成・販売 〇外食産業におけるインバウンド需要回復に向けた衛生管理の徹底・改善等の取組支援 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業に対する支援 ・サブライチチェーン再構築等の支援 ・海外への販路拡大に向けた取組支援 ・社会変革や感染症対策に資する新技術・新製品開発の支援 ・抗菌殺菌材料の開発支援 ・感染症対策に不可欠な機能を付与した工業用樹脂材料の開発支援 ・衛生関連製品や衛生医療素材の開発支援 ・製造現場の自動化支援 ・下請企業のオンライン商談会開催支援 〇地場産品に対する支援 ・地場産品の生地を使用した布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布（マスク配布プロジェクト） ・VRやARを活用したネット通販等への取組強化を図るため、製品等の3Dデータ作成技術の支援 ・地酒の数値データを収集・分析し、特徴を見える化することにより、消費者への提案力強化を支援 ・地場産業組合が導入する設備費用に対する支援 ・県内宿泊事業者の伝統的工芸品等購入費用を補助 〇県内消費拡大に向けたキヤッシュレス化の推進 ・国の「ポイント活用消費活性化策」県独自の「ポイント」を上乘せ ・輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の支援 ※コロナによる消費者の食に関する志向の変化を調査し、滋賀の食材を総合的に発信するポータルサイトを改修 	<ul style="list-style-type: none"> 〇公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援 ※県内文化施設で文化芸術公演を実施した利用者に施設使用料を支援 ※スポーツ施設にサーモグラフィ、大型扇風機等を導入 ※プロスポーツチームをはじめとする県内スポーツ団体が、試合や教室開催等で取り組む新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策に対して支援
京都府	<ul style="list-style-type: none"> 安心安全な京都観光の展開 〇WITHコロナ社会京都観光発信事業 ・文化芸術関係者支援相談窓口（4/30～） 〇「もうひとつの京都」観光誘客事業 ・「もうひとつの京都」エリアへの宿泊者に対する特典付与キャンペーン等 〇京都縦貫自動車道利用促進事業 〇「もうひとつの京都」にぎわい回復支援事業 ・おでん周遊クーポンの発行を支援し、公共交通機関を利用した府内観光を促進 〇「もうひとつの京都」魅力発信ツツシツ事業 ・車両や路線バスにツツシツを施し、観光の魅力発信観光を推進する「もうひとつの京都」事業実施 〇新しい観光資源発掘事業 ・WITHコロナ社会に向けた観光コンテンツの早期準備のため、民間事業者からのアイデアを募集 〇マイネット活用したツツシツを充実 ・文化財を活用したツツシツなどのコンテンツを充実 	<ul style="list-style-type: none"> 〇京都府WITHコロナ・POSTコロナ戦略検討 ・部局横断的な体制の下、WITHコロナ社会・POSTコロナ社会を見据えた戦略を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 〇京都府文化芸術活動継続支援補助金（補助率2/3、上限20万円） 〇文化芸術関係者支援相談窓口（4/30～） ・文化芸術活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援 〇文化・スポーツ施設にサーモグラフィ、体温計等を購入 〇北山アート・パフォーマンスの開催 ・活動自粛を余儀なくされたアーティスト等の販売及び発表の場を提供し活動を支援
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 〇大阪の人・関西の人いらっしやい！キャンペーンの実施 ・府内観光関連事業者への支援として、府内宿泊施設が提供する対象旅行プランを活用した方に、キャンペーンを還元する事業を府市及び大阪観光局で実施 〇「大阪文化芸術創出・おおさかさか」キャンペーンの実施 ・音楽、伝統芸能等の文化芸術プロジェクトと観光魅力のプロジェクトを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 〇販わい回復の取組みを実施する府内商店街を支援 ※宿泊施設等が実施する新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ※「大阪スポーツ元気プロジェクト事業」の実施 ・大阪のプロスポーツ等のプロモーションと府民がスポーツに触れる機会の提供を実施
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> 〇Welcome to Hyogo キャンペーンの実施 ・国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自サービスの情報発信 ・おみやげ購入券付き地域特産品の販売 ・県内温泉地等宿泊者におみやげ購入券の進呈 ・旅行エンジェンメントトリップ ・国内路線就航都市でのひょうご安全宣言PR ・ホテル、旅館の会議場等におけるコンパニオン開催支援 ・ひょうご五国交流・スグアーの造成支援 〇県民交流ハス事業における座席間隔確保に伴う助成準備拡充 〇ひょうごスタスタイルに対応した安心旅の推進 ・宿泊施設における感染防止設備整備助成、感染症対策PR 〇外食インバウンド需要回復への支援 〇観光拠点整備への支援 〇少雪の影響を受けた地域への誘客促進 ・アムガワの実施、スグアー施設整備、合宿誘致支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 〇商店街お買い物券・ポイント事業の実施 〇県産ブランド牛肉消費拡大キャンペーンの実施 〇県産農産物の販売促進プロジェクトの実施 〇農業大学校にICT対応設備や農機具を導入 〇ボストロキ社に先端的先端技術研究員を支援 〇オガラチン強化・再構築に向けた新規産業立地促進補助の拡充 〇スマート兵庫基盤の整備 ・ネットワーク環境の整備、兵庫情報ハブの増強、ローカル5G導入支援、5G等を活用した実証実験 〇輸出食品製造事業者向け設備導入、衛生管理強化支援 〇地場産業の持続的発展に向けた事業実施の支援 〇ボストロキ・オガラチン支援事業の実施 00000000 〇情報通信ネットワーク基盤の整備促進(学校の回線接続機器の改修等) 〇ボストロキ社での実現に向けた地域プロジェクト事業の実施 〇ひょうごで暮らす！体験キャンペーン事業の実施(宿泊費助成、wi-fi環境整備) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇県内芸術家による無料コンサート等の実施支援 〇県域文化団体が市町ホール等で実施する芸術文化事業等の支援 〇県立美術館・博物館ミュージアムオブ・アートの実施 〇芸術文化活動再開に向けた施設使用料支援 〇芸術文化活動鑑賞・体験機会創出のための動画配信事業の支援 〇第10回神戸マラソン延期に伴うアフレパントの開催 〇「ひょうごスタスタイル」の推進活動助成 〇ポストコロナ社会の新たな生活スタイルの調査・研究 〇神戸ルミナリエ20周年記念花みどりフェア7イベント開催 〇淡路花博20周年記念花みどりフェア7イベント開催
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> 〇落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業者が設定した宿泊プラン等に対する県民限定割引クーポンを発行 〇新たなニーズに対応した旅行コンテンツの開発や動画を制作し、観光地としての魅力を発信 〇県内周遊観光を促進するため、興大和地域における歴史、自然環境等をテーマとしたアートイベントの開催 〇オンライン等による興大和地域の魅力発信 〇観光関連施設での感染防止対策や受入環境整備、観光地としての魅力向上への取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 〇市町村が行う商品券等発行事業に対し上乗せ支援 〇市町村との連携・協働による社会活動正常化や経済生活活性化を推進するため、市町村が実施する健康な生活の維持、消費喚起等の取組に対し補助 〇飲食事業者によるテイクアウト等の導入に対し補助 〇消費が低迷している県産牛肉等の消費促進を図るため、県内小中学校、特別支援学校等へ県産牛肉等を提供する取組へ補助 〇輸入農畜産物を国産に切り替え、県内への継続的・安定的な供給確保のための施設整備等へ補助 〇県内からの輸出を回復するため、農作物や食品の輸出を行う食品製造事業者の施設整備等へ補助 〇減少した農畜産業者の売上上げを図るため、インターネット販売の導入に向けた研修会を開催 〇県内中小企業等の新事業の創出や新業態への転換等の「新しい生活様式」に対応する取組へ補助 〇中小企業等が行う新型コロナウイルス感染症対策や売上減少回復に向けた取組促進の包括的支援 〇新型コロナウイルス感染症による経済・労働情勢への影響を分析し、本県の実情に応じた経済の再活性化と「新しい生活様式」の実践に対応した取組を検討 〇経済活動の再活性化と感染症対策が両立できる県内での新しい働き方の検討 ・内閣府等新型コロナウイルス感染症対策として実施している好事例の調査 ・専門家への意見聴取 〇海外から国内へ生産拠点を回帰する企業や新しい生活様式に対応した企業の本県への誘致と支援策の検討 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業への調査 ・専門家を交えた検討会の開催 〇減収となつてきている就労継続支援事業所の再起に必要となる固定経費等へ補助 	<ul style="list-style-type: none"> 〇総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加のレクリエーション等の費用に対し補助 〇サイクリングによる運動機会を推奨するとともに、奈良の魅力を発信するため、サイクリングコースの動画を作成・配信 〇奈良マラソン2020の中止に伴う代替イベントの開催

団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の県内周遊・宿泊等による観光需要の喚起 ○わかやまやまっしゅぶらん販売の実施 ○国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した本県独自の誘客キャンペーンを展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産農産物等のeコマースを活用した販売支援 ○オンライン店舗ページを立ち上げ専門家によるページ支援 ○「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信 ○輸出先国のマーケティングニーズの変化や食品衛生等の規制に対応するため、食品製造事業者等が行う施設の整備等を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合型地域スポーツクラブ活動再開支援事業 ○新型コロナウイルス感染症に伴い、活動の休止を余儀なくされた「総合型地域スポーツクラブ」の活動再開を支援するため、「感染防止対策マニュアル」の実践や「オンライン教室」の環境整備等を推進
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業 ○「とくしま応援割」 ○県民が県内の「登録宿泊施設」で宿泊する場合に宿泊料を割引（上限5千円/人泊） ○「とくしま再発見ツアー」の造成支援 ○県内旅行会社による県内交通機関と宿泊を組み合わせたツアー造成を助成（宿泊料・交通費の1/2助成） ○徳島で得するケン（券）の発行 ○「GoToトラベル」による県内宿泊施設の利用者に、お土産購入、観光施設利用等に使用できる5千円割引クーポンを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○WITHコロナ「新生活様式」導入応援助成金 ○「業種ごと」の感染拡大予防ガイドラインに沿った事業者の「新しい生活様式」への対応を支援するため、助成率10/10、3つのメニューにより、20万円、50万円、100万円を上限に助成 ○スタートライフ先取り！事業者応援事業 ○中小・小規模事業者の再起・躍進に向け、事業者間の連携や支援機関の協力のもと、「スタートライフ」の実現に向けた企画事業を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形態での文化芸術活動を支援（再掲） ○イベント、スポーツ大会等の新型コロナウイルス感染症予防対策を支援
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○県民を対象とした県内観光の推進（#We love 鳥取 キャンペーン（6/6～7/12など）） ○OTAを活用した宿泊割引クーポンの提供 ○国の「GoTo トラベルキャンペーン」の開催に合わせた本県独自の誘客キャンペーンの実施（釐取県ウエルカムキャンペーン、マイカー周遊ドライブキャンペーン等） ○地元への受入体制整備や旅行商品造成に向けた取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内事業者に対する経済支援の一環として、首都圏アンテナショップにおいて消費を喚起するキャンペーンを実施 ○国の「GoTo キャンペーン」の開催に合わせて、県内でのキャンペーンの実施や首都圏、関西圏等での鳥取フェアを開催 ○商店街等のにぎわいを取り戻すため、県民や県内事業者が行う集客促進、需要喚起につながるイベントやキャンペーンについて助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ○表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ○施設使用料等補助 ○適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ○感染拡大防止等経費補助 ○実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づき感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援 ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○衛生対策等の徹底による安心・安全の確保と地域との調和の実現に向けた「新しい観光スタイル」の推進 ○ウィズコロナ社会に対応した安心・安全の確保等による修学旅行の中止等回避対策 ○国際会議施設等における安心・安全なMICEの開催推進・支援 ○市民による京都の魅力再発見 ○市民による飲食店・宿泊施設利用を促し、需要を喚起するとともに市内事業者の支援につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援 ○商店街が実施するセルや集客イベント等の取組支援 ○「新しい生活様式」対応のための衛生対策等支援補助率2/3・上限額10万円（店舗・事業所単位） ○地域公共交通における感染拡大防止・運行維持確保緊急対策事業 ○業界等が一体となった活性化支援事業（業種別団体等活性化支援事業補助金） ○業種別団体→補助率4/5・上限額100万円 ○業種別団体が見本市等を単独主催する場合→補助率2/3・上限額500万円 ○同一の業種別団体に属する中小企業等（3者以上）→補助率4/5・上限額40万円 ○伝統文化との融合等による花需要等の喚起支援 ○中小企業等IT活用支援事業 ○地域企業未来力会議によるウィズコロナ社会課題解決事業 ○スタートアップによる新型コロナウイルス課題解決事業補助率4/5・上限額100万円 ○宅配業者等の利用等に係るトラック削減の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ○表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ○施設使用料等補助 ○適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ○感染拡大防止等経費補助 ○実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づき感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業 ○芸術・文化団体サポート事業 ○ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大阪市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成 ○大阪市芸術活動振興事業助成金の拡充 ○令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充 ※芸術創造館ショーケース事業 ○アーティストに対する活動再開支援 ○本市施設利用料金の減免 ○新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免 ※文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等 ○人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニター等の設置 ○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪の人・関西の人いらっしやい！」キャンペーンの実施 ○市内観光関連事業者への支援として、府内宿泊施設が提供する対象プランを利用した方に、キヤッシュレスポイント還元する事業を府市及び大阪観光局で実施 ※大阪・暁・プロジェクト ○人々の動きを活性化し、賑わいを創出するプロロジエクトを通じた、市民生活や企業・団体活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○MICE開催支援事業 ○インテッククス大路上の施設基本使用料半額を実施 ○飲食店が「三密」回避のためにテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設施設を路上に設置する場合は、申請を緩和 ※国の「Go To 商店街」事業へ参加する市内商店街への専門家派遣 ※国の「Go To 商店街」事業へ参加する市内商店街等の総合プロモーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ○表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ○施設使用料等補助 ○適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ○感染拡大防止等経費補助 ○実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づき感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業 ○芸術・文化団体サポート事業 ○ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大阪市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成 ○大阪市芸術活動振興事業助成金の拡充 ○令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充 ※芸術創造館ショーケース事業 ○アーティストに対する活動再開支援 ○本市施設利用料金の減免 ○新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免 ※文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等 ○人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニター等の設置 ○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○AR、VR等の技術を活用した歴史などの情報発信 ○市民向けの特典付観光キャンペーン「堺の魅力再発見キャンペーン」の実施 ○フリーランスのクリエイターと連携した観光PR動画の作成 ※「泉州1.3市町周遊スタンプラリー」の実施 ○泉州地域への誘客と周遊（13市町）を目的にKIX泉州ツリーズムビュローで実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対するポイント付与 ○新しい生活様式実現に資するビジネスコンテストを実施 ※市内在住の満65歳以上の方がおでかけ応援カードを使うことにより路線バスや阪堺電車を1乗車100円で利用できる「おでかけ応援制度」の無料化を10月1日～12月31日の期間限定で実施 ○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援（補助上限：100万円、補助率3/4）（再掲） ○おでかけ応援カードの新規出店支援による販路拡大（新規出店支援 補助上限：30万円/年、補助率1/2等）（再掲） ○商店街・小売市場お買い物券事業（再掲） ○プレゼント付きお買い物券発行による商店街等の消費喚起（県市協働）及び地域経済の活性化 ○神戸の自然環境を活かした地域の活性化 ○六甲山上スタートアップ構想 ○神戸 里山・農村地域活性化ビジョン 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ○表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ○施設使用料等補助 ○適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ○感染拡大防止等経費補助 ○実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づき感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業 ○芸術・文化団体サポート事業 ○ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大阪市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成 ○大阪市芸術活動振興事業助成金の拡充 ○令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充 ※芸術創造館ショーケース事業 ○アーティストに対する活動再開支援 ○本市施設利用料金の減免 ○新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免 ※文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等 ○人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニター等の設置 ○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○神戸観光局公式インスタグラムでのハッシュタグキャンペーン ○神戸でも海外気分を味わえるスポットを紹介したWEBサイト「神戸で海外旅行」を開設。おすすめの観光資源の投稿を募集 ○主要駅でのデザインカサネージの掲出 ○デザインカサネージを活用し、「神戸で海外旅行」キャンペーンとあわせておすすめの観光スポットを紹介 ○Kobe観光スタートスポット ○市内の主な観光施設を周遊可能なチャットボットの発行し、市民向けに割引価格で販売 ○近場観光推進のため、市民を対象としたプレミアム付宿泊等クーポンの抽選販売等を実施 ○「(仮称)六甲・有馬アート・プロジェクト」や芸妓を活用して有馬温泉の魅力発信などを展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対するポイント付与 ○新しい生活様式実現に資するビジネスコンテストを実施 ※市内在住の満65歳以上の方がおでかけ応援カードを使うことにより路線バスや阪堺電車を1乗車100円で利用できる「おでかけ応援制度」の無料化を10月1日～12月31日の期間限定で実施 ○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援（補助上限：100万円、補助率3/4）（再掲） ○おでかけ応援カードの新規出店支援による販路拡大（新規出店支援 補助上限：30万円/年、補助率1/2等）（再掲） ○商店街・小売市場お買い物券事業（再掲） ○プレゼント付きお買い物券発行による商店街等の消費喚起（県市協働）及び地域経済の活性化 ○神戸の自然環境を活かした地域の活性化 ○六甲山上スタートアップ構想 ○神戸 里山・農村地域活性化ビジョン 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） ○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ○表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ○施設使用料等補助 ○適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ○感染拡大防止等経費補助 ○実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づき感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業 ○芸術・文化団体サポート事業 ○ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大阪市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成 ○大阪市芸術活動振興事業助成金の拡充 ○令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充 ※芸術創造館ショーケース事業 ○アーティストに対する活動再開支援 ○本市施設利用料金の減免 ○新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免 ※文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等 ○人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニター等の設置 ○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和2年10月29日

広域医療局

(10月25日現在)

1. 検査体制・検査能力

府県市名	検査機関名	検査機関数(機関)	検査可能検体数/日
滋賀県	滋賀県衛生科学センター, 滋賀医科大学付属病院 地域外来・検査センター(9か所)	11	194
京都府 京都市	京都府保健環境研究所, 京都府中丹西保健所 京都市衛生環境研究所, 民間検査所, 医療機関	18	800
大阪府 大阪市	大阪健康安全基盤研究所(森ノ宮センター・天王寺センター) 東大阪市環境衛生検査センター 大阪府各保健所, 民間検査機関 ※検査機関数(機関)には医療機関(帰国者・接触者外来等)を含まない	7	3,150
兵庫県	県立健康科学研究所, 尼崎市立衛生研究所 姫路市環境衛生研究所, あかし保健所 医療機関(診療・検査医療機関等) 地域外来検査センター, 民間検査機関 ※検査機関数(機関)には医療機関(診療・検査医療機関等)を含まない	9	2,550
和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター 和歌山市衛生研究所, 和歌山市PCR検査センター	3	140
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所 鳥取大学医学部附属病院	2	196
徳島県	徳島県保健製薬環境センター, 医療機関	6	292
堺市	堺市衛生研究所 医療機関(帰国者・接触者外来等) ※検査機関数(機関)には医療機関(帰国者・接触者外来等)を含まない	1	350
神戸市	神戸市環境保健研究所(1) 民間検査機関(1) 医療機関(診療・検査医療機関等)(12)	14	562
計		71	8,234
(参考)			
奈良県	奈良県保健研究センター, 奈良市, 民間検査機関、医療機関(帰国者・接触者外来等)	4	717

○検査実績(人数)

府県市名	10月18日(日)	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)
滋賀県	12	61	10	81	91	8	161
京都府・京都市	237	212	305	435	622	349	234
大阪府(堺市除く)	695	812	1,850	1,620	1,572	1,800	1,387
兵庫県(神戸市含)	268	368	418	356	373	515	400
和歌山県	16	54	27	50	77	59	45
鳥取県	0	3	3	5	2	5	8
徳島県	42	37	37	20	40	26	20
京都市	※京都市に含まれる		-	-	-	-	-
大阪市	※大阪府に含まれる		-	-	-	-	-
堺市	130	92	252	343	455	216	210
神戸市	43	304	261	集計中			
計	1,400	1,639	2,902	2,910	3,232	2,978	2,465
奈良県	38	168	152	107	82	127	62

2. 診療・検査医療機関等設置状況

(10月25日現在)

府県市名	診療・検査医療機関	地域外来・検査以外	検査協力医療機関
滋賀県	318	8	215
京都府	(帰国者・接触者外来) 55	3	477
大阪府	(帰国者・接触者外来) 170	55	267
兵庫県	774	7	701
和歌山県	(帰国者・接触者外来) 61	1	267
鳥取県	22	3	27
徳島県	256	2	293
京都市	(帰国者・接触者外来) (21)	-	(京都府に含まれる)
大阪市	(帰国者・接触者外来) (12)	-	(大阪府に含まれる)
堺市	(帰国者・接触者外来) (9)	(1)	(大阪府に含まれる)
神戸市	(220)	(1)	(195)
計	※ 1,656	79	2,247

※うち診療・検査医療機関 1,370

(参考)

奈良県	121	4	93
-----	-----	---	----

※「診療・検査医療機関」は、厚生労働省事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」に基づき10月中を目処に整備中のため、未指定の府県市は「帰国者・接触者外来」を記載。

3. 入院可能病院数等

(10月23日現在)

府県名	入院可能病院数(機関)	うち感染症指定医療機関(機関)	受入可能病床数計(床)	うち感染症病床数(床)
滋賀県	17	7	213	34
京都府	31	7	569	38
大阪府	70	6	1,383	78
兵庫県	50	9	663	54
和歌山県	20	7	176	32
鳥取県	17	4	313	12
徳島県	12	4	200	20
計	217	44	3,517	268

(参考)

奈良県	11	5	467	24
-----	----	---	-----	----

4. 都道府県調整本部の設置

(10月23日現在)

府県市名	設置日	名称	体制	
			構成員人数・職種	統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）	6名
		センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）27名、行政職員7名		
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）	1名前後/日
		患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員		
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）	災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
		本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成		
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）	災害医療コーディネーター1名
		新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）		
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部		感染症担当課職員、医療担当課職員
		福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長		
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階から対応	4名
		センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師3名（各医療圏）		
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症入院調整本部	24時間体制（一部オンコール）	5名
		本部長：病院局副局長兼保健福祉部副部長（医師） 本部員（搬送調整Co.）：県医師会及び県内医療機関の医師7名		

(参考)

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 入退院調整班	24時間体制（特に調整困難な場合に対応）	1名
		班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師）、看護師1名、行政職員2名		

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

5. 医療機関以外の受入体制

(10月25日現在)

府県市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	2	271	県内のホテルを確保し軽症者等を受け入れ実施中。
京都府	2	338	府内のホテルを確保。その他の民間宿泊施設については感染拡大状況をみながら調整。
大阪府	5	1,517	ホテル5施設1517室
兵庫県	5	698	県内の民間宿泊施設を確保。
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	3	340	県内の民間ホテルを確保
徳島県	1	150	県内のホテルを確保。そのほか旅館、リヤウを活用する方向で調整中
計	19	3,451	

(参考)

奈良県	1	108	県内のホテル（108室）を確保
-----	---	-----	-----------------

6. 受診・相談センターの設置状況

(10月25日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁及び大津市保健所（土日祝日を含む24時間対応） ※外来調整は7保健所で実施
京都府	8	・府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・7保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	16	・9保健所、中核市7保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・12保健所（平日9時～17時30分）中核市4保健所 ・県庁専用ダイヤル（24時間対応）
和歌山県	9	・8保健所（支所含む） ・和歌山市保健所（平日9:00～17:45）
鳥取県	3	・2保健所、鳥取市1保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	6	・6保健所（平日9:00～17:00） ・専用ダイヤル（平日17:00～8:00、土日祝日24時間）
京都市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
計	65	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

※「受診・相談センター」は、厚生労働省事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」に基づき10月中を目処に整備中のため、未設置の府県市は「帰国者・接触者相談センター」を記載。

7. 一般相談窓口の設置状況

(10月25日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁（平日・土日祝8時30分～17時15分） ・大津市保健所（平日8時40分～17時25分）
京都府	8	・府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・7保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	1	・府庁（9時～18時（土日祝日を含む））
兵庫県	5	・県庁専用ダイヤル（24時間対応） ・中核市4保健所
和歌山県	2	・県庁（9時～21時（土日祝日を含む）） ・和歌山市保健所（平日9時～17時45分）
鳥取県	4	・県庁（平日8時30分～17時15分） ・3保健所（土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	1	・県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	25	・大阪市保健所（平日9時～17時30分） ・24区保健福祉センター（平日9時～17時30分）
堺市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
計	51	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む8時30分～17時15分） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

全国知事会緊急提言等

●提言活動のうち知事会長によるもの

(9/25 自由民主党総務部会関係合同会議【地方六団体】)

- ① 自由民主党総務部会関係合同会議 主要要望項目（抜粋）

(9/26 第12回 新型コロナウイルス緊急対策本部・全国知事会議（臨時）)

- ② 新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

- ・ 9/29 西村 新型コロナ担当大臣
- ・ 10/6 田村 厚生労働大臣ほか
- ・ 10/16 下村 自由民主党政務調査会長

(10/13 国と地方の協議の場（令和2年度第2回）【地方六団体】)

- ③ 地方創生及び地方分権改革の推進について（抜粋）

自由民主党総務部会関係合同会議 主要要望項目

令和2年9月25日
地方六団体

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響で依然として厳しい状況にあり、今後の地方財政運営は相当厳しいものになることが想定される。

地方はこれまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきた。

加えてこれからは、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、人口減少の中で地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで地方創生を実現するとともに、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりや次世代を担う「人づくり」などの本来的な課題の解消についても、手を止めることなく進めていく必要がある。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、以下の抜本的な対策を講じられたい。

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

- 今後の感染拡大に備えた検査体制・医療提供体制の強化や感染防止対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢、感染状況等に即して、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用も含め、追加の経済対策を講じるなど、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心をついに、全力を傾注すること。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、現時点で既に、全ての都道府県で臨時交付金の活用見込額が交付限度額を超えており、不足が見込まれることから、地方の取組を強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、予備費により10月以降分も含め病床・宿泊施設の確保や重点医療機関体制整備に係る交付金が増額されたところであるが、不足額が見込まれる場合には、更なる予備費の充当も含め増額を図るとともに、病院改修による患者受入体制整備の用途拡充や医療従事者慰労金の対象期間の延長を含め今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。また、受診控え等による医療機関等の厳しい経営状況を踏まえ、医療機関や介護・福祉サービス事業所への経営支援を対象とするなど、実情に応じて都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるように見直しを行うこと。

- 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など地方団体が必要となる財源について積極的に措置すること。
- 感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するため、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付金を新たに創設するなど、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講じること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれることから、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補てん債の対象に追加すること。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

去る9月16日に発足した菅新内閣におかれては、新型コロナウイルス対策と経済再生の両立を最優先課題として掲げるとともに、ポストコロナの社会の構築に向け、必要な投資を行い、再び強い経済を取り戻すことを目指すと表明されている。

我々47人の知事も、国民・政府とともに我が国の「国難」を乗り越えるべく、引き続き地域の力を結集して国民の命と健康を守りつつ、地域経済を活性化するよう全力を傾けてまいる所存である。

については、政府におかれては、各都道府県の取組への財政的な裏付けを確実に講じることをはじめ、以下の項目について迅速に対処されるよう、ここに提言する。

1 今後の新型コロナウイルス感染症対策について

秋冬の季節性インフルエンザの流行期を控え、新型コロナウイルス感染症と同時流行する局面に備え、従来の帰国者・接触者外来施設に加えて、今後増加が予想される診療所への感染防止対策などの診療・検査体制の整備支援や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うとともに、交付上限額の見直しや手続きの簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充、一般の入院協力医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。

また、実際に発熱患者を受け入れた診療・検査機関に対して、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援も行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。併せて、臨時の医療施設等の建築に係る建築基準法等の適用除外措置について、緊急事態宣言が発令されていない状況でも活用できるようにすること。加えて、感染の拡大に対応できる大都市ICU拠点の整備等、速やかに対処すること。

多数の発熱患者等が適切に相談を受けられる電話相談体制の整備にあたっては、受診・相談センターの代理的機能を担う医療機関が円滑な運営を行えるよう、補助基準額の増額又は都道府県ごとの想定上限額の範囲内での柔軟な運用を可能とすること。

インフルエンザワクチンについては、需要増大に対応できる十分な量を安定的に供給し、高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者など優先的に接種できる体制を整えるとともに、特に重症化リスクが高い高齢者等に対する予防接種が十分に行われるよう、個人負担の軽減を図ること。

さらに、今後増加が見込まれるPCR検査の需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、空港も含めたPCR検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うとともに、目標とする1日20万件の検査を確実に実施できるよう、国として責任を持って

試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、自己採取可能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査を進め、簡易検査キットの擬陽性発現などの不具合を防止することにより、診療所等でも広く対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。

なお、指定感染症の運用見直しにあたっては、軽症者や無症状病原体保有者について、まん延防止や発症・重症化した際の迅速な対応を行う観点から入院措置を行うこととしつつ、感染状況のステージや季節性インフルエンザの流行状況も踏まえ、医療提供体制がひっ迫するおそれが高い場合には、宿泊療養施設や自宅での療養を基本とすることとし、併せて、これらの医療機関以外での療養について明確な法的位置づけを行うこと。また、今後の見直しに当たっても、入院勧告や医療費の公費負担、積極的疫学調査等の措置を通じて各都道府県が大都市部・地方部それぞれの手法により精力的に感染拡大を食い止めている実情に沿った改善を都道府県毎の裁量を活かして図ることを基本として、地方の意見と十分にすり合わせを行った上で、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する必要がある場合には、十分な周知期間を設けること。

さらに、利用者の声を十分に踏まえてHER-SYSの使い勝手の改善を図るとともに、データの抽出機能の追加など有効活用に向けた課題解決に取り組むこと。

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等について

新型コロナウイルス感染拡大防止のためには、陽性者の早期発見・封じ込めが重要であり、特別措置法第24条や感染症法第16条の運用弾力化など全国知事会の要望に沿った措置が講じられたところだが、未だ実効性のある対策を講じていく法的手段や財源が十分とは言い難く、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定など、食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような即効性のある法的措置を講じるとともに、あわせて国による補償金的な「協力金」に関して国において早急に議論を進めること。

また、疑い患者等に係る情報など、隣接圏域における保健所間等の情報共有の仕組みを確立するとともに、感染者情報の統一的な公表基準を定め、併せて、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や地域限定も含めた緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。

3 医療機関等や福祉施設の経営安定化について

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。

併せて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなどの支援を行うこと。

4 水際対策について

政府は10月初めにも全世界からの入国を条件付きで再開する方向で調整を進めているが、感染の再拡大に繋がらないよう入国規制の緩和については慎重に進めるとともに、今後、入国者・帰国者の段階的な増加が相当程度想定されるため、国内すべての国際空港及び沖縄等離島路線に係る国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等の十分な待機場所及び検査場所を確保すること。また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、これを周知徹底するとともに、そのための十分な収容能力を確保すること。なお、入国時に中長期の滞在先が未定の外国人も少なくないため、住民票の早期提出を推奨すること。

また、検査結果が陽性の場合、国の責任において、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。

さらに、今後の入国制限緩和の見通しに応じて、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。併せて、洋上における緊急上陸などへの対応も踏まえた体制整備も構築すること。

加えて、検査結果判明後、速やかに自治体への情報提供を行うこと。また、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、入国者・帰国者に対しても、検疫所において、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、在住外国人に対して、標準予防策などの感染拡大防止対策の周知を大使館等を通じて行い、外国人陽性患者等に対する積極的疫学調査・入院治療説明・健康観察に関し、国において電話医療通訳サービス等を活用した支援を行うなど、保健所の負担軽減を図ること。

また、米軍基地での感染症防止対策の徹底強化を強く求めるとともに、必要な情報が関係自治体へ速やかに提供されるよう、米軍に働きかけること。

5 社会経済活動の段階的引上げについて

新型コロナウイルスの感染拡大により日本経済はこれまでに類のないリスクに直面していることから、公共事業費の大幅な上積みも含め実効性のある総需要対策を予備費の活用も含め機動的に展開するとともに、ポストコロナに向けて継続的に経済・雇用安定対策を講じること。特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じた経済・雇用対策を行うことができるよう、交付金の積み増しや基金の積立て要件弾力化・期間延長も含め、更なる財政支援を検討するとともに、令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の収束まで継続すること。

今回のコロナ禍により甚大な影響が生じている産業への支援として、各種の「Go To キャンペーン事業」が順次スタートしているが、トラベル・イート事業で示されたステージⅠ又はⅡ相当での実施という基準を踏まえ、感染拡大時における除外地域の機動的な見直しができるような制度を検討すること。

また、観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、Go To キャンペーン事業を現行の期限で終了することなく、特に、令和2年7月豪雨の被災地の災害復旧の状況も踏まえ、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な需要喚起を図るよう支援すること。なお、Go To トラベルの実施に当たっては、

旅行者に対して感染症対策を国として強く呼びかけるとともに、「地域共通クーポン」の運用にあたっては、地域性や周遊旅行の内容・特性を踏まえ、実質的に隣接する地域にするなど地方の意見を十分に反映した仕組みとすること。

また、こうした需要喚起策と併せて、「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」について、住民や事業者に対する広報・啓発も含め推進の徹底を図ること。特に、軽症のまま感染を広げかねない若年層や、感染者が急増している外国人に対し、SNS等を通じて国全体で強力に呼びかけを行うこと。

厳しい状況が長期化している中小企業等に対する資金繰り支援を強力に展開するための都道府県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資について、保証申込期間及び融資実行期間の延長、融資限度額（現在4千万円）の引上げ、利子補給の期間延長など、支援制度のさらなる拡充を講じるとともに、信用保証協会に対する日本政策金融公庫の中小企業信用保険填補率引上げや同協会に対する自治体の損失補償への財政支援、利子補助・信用保証料補助に係る融資期間終了までの財政支援や預託原資調達に伴う借入金利息支援、新型コロナ対策資本金劣後ローンの返済期間延長や金利の引下げ等の条件緩和を行うこと。併せて、申請が殺到している「地域企業再起支援事業」や「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」等について、予備費も活用して増額を行うとともに、今後も現下の経済状況が継続する場合は、持続化給付金の複数回給付や売上減少要件の緩和等の検討を行うこと。

さらに、有効求人倍率の低下が全国的に続いており、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、業種間での労働移動などの促進策を講じてもおお必要となる場合には、雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、延長された雇用調整助成金の特例については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

なお、国民の不安感が社会経済活動の大きな障害になっていることから、これを検査の戦略的拡大によって克服し経済活動を活性化させるため、必要性・優先度・財源等を国において整理した上で、自己負担額を軽減し、誰でも検査が受けられる体制を早急に構築すること。

6 新型コロナウイルス克服実現に向けて

新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。

また、これまでの感染の波の経験を踏まえ、各都道府県が効率的かつ実効性ある感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動の段階的な引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見や職場感染など感染拡大につながった具体的状況を都道府県とも共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止対策への支援を拡充すること。

7 誰一人取り残さないポストコロナ時代に向けた社会づくり

この度のコロナ禍の状況の中で、誰一人取り残さない社会を構築するため、保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、こども食堂・ひとり親家庭への支援、大学生の経済的負担軽減、大学における感染防止対策への支援を行うとともに、こども・若者に対する支援を令和3年度においても引き続き迅速に対応できるようにすること。併せて、生活福祉資金貸付の受付期間を延長し、債権管理費については国が責任を持って確実に財源措置すること。

また、ポストコロナの時代を見据え、5Gをはじめ情報通信基盤の整備やサプライチェーンの強靱化を進め、「多核連携による分散型国土の形成」に取り組むこと。

8 偏見・差別行為・デマ等の排除について

病魔と闘う感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者をはじめ国民の健康や暮らしを支えている方並びにこれらの家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対して、デマが拡散されたり、差別や偏見、心ない誹謗中傷、人物の特定など、人権が脅かされる事例が横行していることは、我々が深く憂慮するところである。こうした行為は当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるのみならず、積極的疫学調査をはじめ感染症拡大防止への協力も得にくくなるなど、国を挙げて克服すべき喫緊の課題となっており、国としても継続的な広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化、差別・偏見を受けた方への支援などの感染症法等法令への位置づけ、「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」の見直しも含め、人権を守る対策を強力に講じること。

また、感染者が発生した場合の情報公開の内容等によって偏見・差別等を招くおそれもあることから、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

9 地方財政への支援について

この度の新型コロナウイルスがもたらした影響により、地方税収はかつてない大幅な減収を迫られ、財源難の中の歳出増も予測されることから、令和3年度の地方財政対策においては、地方が新型コロナウイルス感染症防止対策はもとより、各種の行政サービスを提供できるよう、地方一般財源総額及び地方交付税総額の確保・充実に万全に行うこと。

併せて、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補填債の対象とするなど、必要な財源補填措置を講じること。

令和2年9月26日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
本部員	43都道府県知事		

地方創生及び地方分権改革の推進について

令和2年10月13日

地方六団体

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響で依然として厳しい状況にあり、今後の地方財政運営は相当厳しいものになることが想定される。

地方はこれまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきた。

加えてこれからは、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、人口減少の中で地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで地方創生を実現するとともに、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりや次世代を担う「人づくり」などの本来的課題の解消についても、手を止めることなく進めていく必要がある。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- 新型コロナウイルス感染症に関する取組
- 地方創生の実現に必要な安定的財源の確保
- 人口減少に対応したまちづくり
- 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり
- 持続可能な社会保障の基盤づくり
- 次世代を担う「人づくり」
- 地方分権改革の着実な推進
- 地方税財源の確保・充実

□ 新型コロナウイルス感染症に関する取組

- 今後の感染拡大に備えた検査体制・医療提供体制の強化や感染防止対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢、感染状況等に即して、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用も含め、追加の経済対策を講じるなど、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心を一つに、全力を傾注すること。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、例えば、現時点で既に、全ての都道府県で臨時交付金の活用見込額が交付限度額を超えているなど、不足が見込まれることから、地方の取組を強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。
- 秋冬の季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行する局面に備え、従来の帰国者・接触者外来施設に加えて、今後増加が予想される診療所への感染防止対策などの診療・検査体制の整備支援や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うとともに、交付上限額の見直しや手続の簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への用途拡充、一般の入院協力医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。特に、年度途中における事業費の増大に対応するため、交付金の予算流用が柔軟にできるような事業区分の追加・見直しや事務の簡素化、予算の迅速な追加交付、さらには予算の繰越処理など、年度末にかけて事務処理が滞ることのないよう柔軟な対応を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。あわせて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マ

ッサージ・鍼灸等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなどの支援を行うこと。

- 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など地方団体が必要となる財源について積極的に措置すること。
- 感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するため、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付金を新たに創設するなど、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講じること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれることから、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補填債の対象に追加すること。
- 新型コロナウイルス感染症のワクチンについて、国民及び地方自治体に対し、安全性及び有効性等の情報を十分に周知すること。また、ワクチン接種の実施に当たっては、国の主導的な役割のもと、準備経費等を含め全額国費負担とすることはもとより、地方自治体に過度な負担が生じないよう、役割分担等に十分に配慮するとともに、副反応等による健康被害救済や相談対応について、国の責任を明確化し、円滑な実施体制を構築すること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を強く受ける中小企業・小規模事業者、農林漁業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、政府系金融機関等による特別貸付の無利子期間延長や保証料補助要件の緩和など、更なる資金繰り支援を強化すること。また、引き続き審査期間の短縮、手続の簡素化などに取り組み迅速な融資実行を行うこと。さらに、

光熱費や社会保険料などの事業用固定費についても負担軽減に係る制度を創設すること。

